

## 1. 上位・関連計画

以下に、景観計画に関わる恩納村及び沖縄県における上位・関連計画での位置づけを整理する。

## ◆恩納村の上位・関連計画の把握

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次	策定機関
1	恩納村第5次総合計画・前期基本計画	基本構想:平成24年度~平成33年度	恩納村
	(案)	基本計画:平成24年度~平成28年度	
2	恩納村第2次観光振興計画	平成 19 年度~平成 28 年度	恩納村
3	恩納村農村振興基本計画	平成 19 年度~平成 28 年度	恩納村
4	恩納村農村環境計画	平成 19 年度~平成 28 年度	恩納村
5	恩納村墓地整備基本計画	目標年次:平成27年度	恩納村
6	恩納村『みどりの回廊』計画	_	恩納村
7	国指定史跡 山田城跡保存管理計画	_	恩納村
8	恩納農業振興地域整備計画	_	恩納村
9	恩納村地域防災計画	_	恩納村

## ◆沖縄県の上位関連計画の把握

No	上位・関連計画	計画期間・目標年次	策定機関
1	沖縄 21 世紀ビジョン	目標年次:2030年(平成42年)	沖縄県
2	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画	平成 24 年度から平成 33 年度まで の 10 年間	沖縄県
3	第 4 次沖縄県国土利用計画	目標年次:平成29年	沖縄県
4	"美ら島沖縄"風景づくり計画	_	沖縄県

#### 1) 恩納村の上位関連計画

#### 恩納村第5次総合計画 前期基本計画

平成 24 年 3 月

計画期間 基本構想:平成24年度~平成33年度

基本計画:平成24年度~平成28年度

#### 【基本構想】(関連部分を抜粋)

◆基本理念

○優しさと誇り ○人づくりと協働 ○交流と活力 **○共生と持続** 

#### ◆将来像

青と緑が織りなす活気あふれる恩納村

-我した恩納村 青緑清らさ 肝心据えて 文化(花) ゆ咲かさー

### ◆基本目標

「1] 教育文化:歴史と文化が薫り英知を育む村

- [2] 保健・医療・福祉:皆が安心して暮らせる健康の村
- [3] 産業・経済:人々が集い活力ある豊かな村
- [4] 生活環境:美しい自然と共生する潤いのある村
- 「5〕 自治体運営:村民が参加し協働して築く村

#### ◆重点施策

1. 恩納ブランドの推進

2. 景観づくりの推進

3. 沖縄科学技術大学院大学交流

4. 防災むらづくり

長大な海岸線とイノー、集落のたたずまい、背後の山並み等、本村の恵まれた自然環境と景観は、古くから農林漁業や暮らしを育み、近年は観光リゾートにおけるかけがえのない資源となっています。これまで精力的にすすめてきた漁港整備事業、ほ場整備事業、道路整備事業等の基盤整備事業は、ほぼ一段落してきました。これからは本村の自然環境と景観の特性を最大限に活かし、長大な海岸線が水と緑の回廊となるような体系的、計画的な景観づくりに取り組みます。

#### 【前期基本計画】(関連部分を抜粋)

- [1]教育・文化 ~歴史と文化が薫り英知を育む村~
- 3. 文化の振興
- [4] 生活環境 ~美しい自然と共生する潤いのある村~
  - 1. 自然環境・景観の保全・育成
- 2. 土地利用の調和
- 3) 景観の保全・育成
  - 〇海岸及び河川で構成される自然景観、これらの自然景観と調和するリゾート地域にふ さわしい建築物や道路の景観形成等、本村の特性を活かした景観の保全・育成に取り 組みます。
  - 〇主体的な景観の保全・育成に取り組むため、景観行政団体への移行及び景観計画の策 定に取り組みます。

## **恩納村第2次観光振興計画** (風と光が流れ時を忘れる村 恩納村) 平成 19 年 3 月

計画期間

平成 19 年度~平成 28 年度

### ◆恩納村観光振興におけるテーマ

①美しい自然・景観の保全育成 ②地域・村民との連携と調和

③スポーツ・健康と観光の融合 **④地域産業の創出と振興** ⑤大学院大学と国際化

### ◆恩納村観光振興ビジョン

風と光が流れ 時を忘れる村 恩納村

### ◆施策体系表(関連部分を抜粋)

▼池米件水払()			
基本方針	施策(大項目)	施策(中項目)	事業等(〇印は優先事業)
1. 誰もが癒さ	①環境保全・育	・下水道整備	○排水クリーン事業
れる美しい自	成	・海浜環境の整備	・「恩納村海岸管理条例及び海岸法」の適正運用
然・景観		・森林環境整備	・赤土流出防止事業
(自然環境の保			・環境保全育成の啓発事業
全・育成、景	②景観形成	・恩納村らしい	○恩納村環境保全条例及びガイドラインの見直し
観整備)		景観の整備	○恩納村海岸・緑の自然回廊整備
			○観光道路及びモデル集落整備事業
			・村民あげての美化緑化事業
			○「恩納村おすすめ風景 20 選」づくり及び付
			帯施設等整備
			· 歷史散策道路等整備事業
			• 公園里親制度
3. 笑顔あふれ	①交流受入体制	・観光人材の育成	○観光人材育成事業
るいきいきと	の整備	• 体験学習·交流	• 交流促進事業
した村		活動の促進	<ul><li>伝統芸能の継承発展</li></ul>
(地域と観光と	②地場産業と観	・地場食材等の供	・農水産物生産拡大のための基盤整備
の連携と調	光の連携	給システムの確	• 特産品開発
和)		<u> </u>	○琉歌大賞バージョンアップ事業
		・農林水産業と健	
		康・長寿関連産	
		業との連携	
		<ul><li>「恩納ブランド」</li></ul>	
		の確立・PR	
4. 誰もが訪れ	④にぎわいの創	・交流拠点の整	○おんなの駅周辺交流拠点整備
たくなるリゾ	出	備	
ートへの飛躍			
(新たなニーズ			
への対応)			
5. 事業が確実	①観光振興推進	・むら興し協議会	○観光振興推進体制の確立
に実行され、	体制の確立	の発展・充実	○環境目的税(環境守ろう税!)の創設
成果を上げる		・財源の確保	
(事業推進体	②住民参加の促	<ul><li>住民参画の仕組</li></ul>	・村民による「観光を考え実践する会」の開催
制)	進	みづくり	・恩納村ファンクラブの結成
	④情報発信·誘	・観光情報の発	・恩納資源集の編纂事業(歴史編、店舗編、人
	客宣伝活動	信	物編、食編、景観編等)

## 恩納村農村振興基本計画

平成 19 年 3 月

計画期間

平成 19 年度~平成 28 年度 (10 年間)

### ◆将来像

来訪者を魅了し村民が誇りを持てる美しい農村

### ◆農村振興のテーマ

○生産振興の基盤づくり○地域に根差した営農体制づくり○満方ある地域づくり

## ◆農村振興の基本方針の枠組み

農村振興テーマ	施策の基本方針	目標、指標
生産振興の基盤づく	農業の現状を踏まえた産地過	指標:重点戦略品目の粗生産額
ŋ	形成	(現状:切花91百万円、切葉131百万円、観葉
(農業収益の向上)		904 百万円、果樹 76 百万円)
	担い手や認定農業者の育成	目標:認定農業者数 97 人→120 人
		指標:新規就農者数
		営農指導プログラム・参加者数
	農業生産基盤整備の推進	目標:畑地かんがい整備率 35%→70%
		水源整備率 41%→70%
		赤土流出防止施設整備率 34%→70%
農を活かした魅力づ	循環型農業の推進	指標:循環型農業及び農薬使用低減の促進
< p		再生資源化率
(農の多面的機能の	美しい環境の保全	目標:赤土流出量の現在比 50%
発揮)		(営農により20%、土木(勾配・斜面長修正、グリーン
		ベルト)により 30%低減)
	観光と農業、都市農村交流の推	指標:農に関する体験プログラム数・参加者数、
	進	体験農業受入農家・農業者数
		(現状:プログラム数6、参加者数 23,216
		人、受入農家数 29 戸)
地域に根ざした営農	地産地消の推進	指標:村内流通量、販売量
体制づくり		村内宿泊施設と地域の連携支援プログラ
(生きがい農業の実		<b></b>
現)	生きがい農業の推進	指標:女性・高齢者の農業者数
		高齢者の耕種転換の動向
活力ある地域づくり	地域づくり組織の育成	指標:地域づくり組織数
(担い手や後継者の		営農組織数
確保)	人材の育成	指標:農業学習講座数、参加者数
		学校教育との連携プログラム数
	快適な住環境の整備	指標:農業集落排水施設整備率、農村公園整備数

## **恩納村農村環境計画** (青と緑の躍動する村)

平成17年3月

計画期間

平成 19 年度~平成 28 年度(10 年間)

### ◆将来像

来訪者を魅了し村民が誇りを持てる美しい農村

### ◆農村振興のテーマ

○生産振興の基盤づくり○地域に根差した営農体制づくり○満方ある地域づくり

### ◆農村振興の基本方針の枠組み

環境保全の基本方針	環境保全目標
水辺空間の再生と創造	赤土流出防止対策の強化
	環境保全型農業の推進
	農薬や農業生産資材廃棄物の適正処理
	身近な水辺空間の再生
自然生態系の保全と再生	保全対象種の設定
	移入種対策の実践
	環境との調和に配慮した事業の実施
景観の保全と創造	伝統的な集落景観の保全と再生
	景観と調和のとれた農地の設定と利用
	耕作放棄地の利活用
	景観に配慮した事業の実施
歴史的文化施設の保全と育成	地域資源である歴史・文化施設の保全と活用
	伝統文化の後継者育成と交流の場の創出
地域住民の参加と維持管理	計画段階からの住民参加
	合意形成のための組織づくり
	維持管理とモニタリングの体制づくり

## **恩納村墓地整備基本計画** (青と緑の躍動する村)

平成17年3月

日樗年次

平成 27 年度 (概ね 10 年間)

#### ◆墓地に関する基本方針(一部抜粋)

将来の恩納村のむらづくりを図るうえで、限りある村土を有効に利用していくことが求められている。しかし、無秩序に墓地が分散・拡散していくことは生活環境や観光産業の振興など村の土地利用上大きな支障となる。

そのため、村の土地利用計画や農業及び観光振興策等と整合性を図りながら、今後の墓地需要を 見据えたうえで、計画的な墓地の設置及び管理を行うものとする。

恩納村の墓地政策は、墓地団地及び墓地区域の2つの方法により推進するものである。

墓地区域はこれまでどおり個人墓を受け入れる地域であり、既存の墓地が集積する地区を中心に 墓地区域を指定し、今後新たに設置される墓地もその中に集約化を図るものである。

墓地団地は、村が経営者となって作る墓地で、墓地団地整備後、個人に永代使用権を与えるものである。

村民の移行は、自宅に近い場所に墓地の設置を望んでおり、また、各字とも既存の墓地集積地(墓地区域候補地)が存在することなどから、<u>墓地団地及び墓地区域は、基本的に各集落に設けるもの</u>とする。

#### ◆墓地団地及び墓地区域の適地の考え方

墓地団地及び墓地区域の設定にあたっては、周辺地域の住環境や風光明媚な観光地として景観の保全、農業の振興、村の将来土地利用の観点、更に墓地設置を規制する関連法を踏まえ、基本的に以下の場所での設定は行わないものとする。

○生活環境:集落の中、住宅に近接する場所など

○景観:幹線道路や主要な観光地から見える場所など

○農業振興:ほ場整備など生産基盤整備が行われている地域など

○その他:個別法により設置できない箇所→**自然公園特別区域(自然公園法)、保安林(森林法)** 

## 恩納村『みどりの回廊』計画

平成 21 年 3 月

## ◆将来像

「固有な緑の自然」「自然に馴染むみどりの景観」

「緑に生息する自由な生きもの」「優しくみどりの中に暮らす住民」 「緑の環境を消費しない、増やし広げ続ける産業」

### ◆5つの基本方針の枠組み (関連部分を抜粋)

基本方針	みどりの回廊創出への取り組み内容
(1) 生態系に配慮して地域の緑を守り活用しま	文化財と一体となった緑の保全
す	保全樹・保全樹林の指定
	巨木等保存協定の締結
	海岸林と周辺や海浜環境の保全
	水源林・河畔林・防潮防風林の保全と再生
(2)魅力ある地域を創出します	身近な小広場(ポケットパーク)等の整備
	幹線道路や遊歩道に緑陰を設ける
	宿道を再生し、緑陰遊歩道として整備(リュウキュ
	ウマツの並木、石畳が基準)
	自然環境を活かした公園の整備
	特色ある地区公園の整備
	安全・安心の公園整備
	ユニバーサルデザインの公園整備
	公共施設の緑被率増加による緑化推進
	大規模施設の緑被率増加による緑の拠点づくり
(3) 民有地の緑を増やします	住宅地の緑化の推進
	総合設計制度や地区計画等による緑化の推進
	業務用地の緑化の推進
	学校等の緑化の推進
(4) 緑のパートナーシップを推進します	
(5)村民の積極的参加による地域づくりを推進し	

### 国指定史跡 山田城跡保存管理計画

平成 24 年 3 月

### ◆山田城跡の保存管理の基本方針(一部抜粋)

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素の取扱い

史跡の保存管理をするうえで必要に応じて各種調査を実施し、より正確な本質的価値の把握とそれを踏まえた適切な保存管理方法へと反映できるように努める。

(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素の取扱い

史跡にとって重要なものや地域の歴史を物語るものなどについては、<u>史跡の本質的な価値や景観を損なうものではない限り、現状維持を原則とする。</u>特に動植物に関しても、地域の特性を示すものとして保護に努める。

(3) 植生管理への配慮

樹木や草などについては、斜面保護、植生保護・景観維持のために原則として現状維持とし、防 災上必要な場合もしくは遺構損壊の恐れがある場合、眺望確保が必要な場合は十分な検討の上、伐 採し枯損した樹木や倒木については適宜整理を行う。

(4) 防災・安全への配慮

指定地内及び隣接地において急斜面地が所在する。検討に当たっては、斜面及びその周辺の現況 と類似例等に基づき、<u>安定性・永続性・環境景観・維持管理等の総合的な検討を行い、特に史跡に</u> ふさわしい景観となるよう十分に配慮する。

#### ◆整備の将来像(関連部分を抜粋)

整備のイメージとして、史跡本体部分と本体以外の部分、指定地外の3つの区分を行い、地区ごとの将来像についてまとめる。

○史跡指定地外の周辺整備について

史跡の周辺景観を損なわないよう配慮し、利活用しやすい環境を整える。

#### ◆公開・活用について (関連部分を抜粋)

(1) 史跡等を活かした地域づくりを推進する

山田城跡を地域のシンボルとして位置付け、地域が城跡に親しみや誇りを持つことを期待し、<u>周</u> 辺から城跡が眺望できる視点場の形成を検討する。また、山田城跡からの周辺の眺望が、良好な景 観となるような地域づくりを行う。

(2) 地域の歴史遺産と連携した普及・啓発活動を推進する

山田城跡下には、「ムラウチ」と呼ばれる集落が14世紀頃から戦前まで機能しており、史跡一帯には、国指定史跡「国頭方西海道」や「仲泊遺跡」などの文化財が多く所在する。それらの文化財を一体として公開・活用活動を実施する。

### 恩納農業振興地域整備計画

平成 22 年 9 月

### ◆農用地利用計画(一部抜粋)

本村の農業振興上必要とする生産基盤や近代化施設等の整備にあたっては、<u>自然環境の保全に十分配慮する</u>とともに、比較的大規模な開発を伴う場合には、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく手続きや必要な環境配慮等について環境担当課との相互調整を行うものとする。

#### 〇農業振興地域における土地利用の移動構想

単位: ha、%

	農用地		農業用 森林   農用地 施設用 原野			住宅地		工場用地		その他		計		
	実	比	実	比	実	比	実	比	実	比	実	比	実	比
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
現在 (平成20年度)	506	20. 5	50	2. 0	1, 232	50. 0	135	5. 5	0	0.0	541	22. 0	2, 464	100.0
目標	481	19. 5	53	2. 2	1, 133	46.0	162	6.6	0	0.0	635	25.8	2, 464	100.0
増減	-25	_	3	_	-99	_	27	_	0	_	94	_	0	_

(注) 1. 目標値について:農用地5%減、農業用施設用地5%増、森林・原野8%減、住宅地20%増を見込

#### ◆農用地等の保全計画(一部抜粋)

農用地における土壌流出は一般的に農業生産力の低下をもたらすが、特に国頭マージ地帯においては赤土流出が多く、農村集落及び下流域の環境悪化とともに海浜及び海洋汚染の要因となっている。

そのため、本村の<u>農用地及び周辺土壌の流出を防止する</u>とともに、農村並びに海洋環境を保全するため、水質保全対策事業(耕土流出防止型)の導入を図る。

#### ◆生活環境施設の整備計画(一部抜粋)

今後は<u>農村特有の自然環境や景観及び歴史風土等を活かし</u>つつ、農業生産及び生活環境の両面に わたる一体的かつ総合的な整備を推進し、農業者が生涯にわたって生活を営む場としての集落機能 の維持強化と住民の連帯感の高揚を図るとともに、人間性豊かな魅力に満ちた農村社会の形成を目 指して、〈安全性〉〈保健性〉〈利便性〉〈快適性〉〈文化性〉の向上に努める。

### 恩納村地域防災計画

平成24年6月

- ◆防災対策の基本方針
  - (1) 周到かつ十分な災害予防対策
  - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
  - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

#### ◆地震・津波編(関連部分を抜粋)

#### 第1章 災害予防計画

- ○都市の防災構造化
  - (1)都市基盤施設等の整備

### (2) 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、 急傾斜地崩壊対策事業等との連携、<u>緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂</u> 災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

- (3) 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置
- (4) 共同溝等の整備
- (5) 防災拠点の確保
- ○ブロック塀対策
  - (1)調査及び改修指導

村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

- ○避難ルート及び避難ビルの整備
  - (1) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、<u>海抜5m以上で想定される進水深以上の海抜高度を有する高台</u>等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

### 2)沖縄県の上位関連計画

#### 沖縄21世紀ビジョン

平成 22 年 3 月

(みんなで創る みんなの美ら島 未来のおきなわ)

目標年次

2030年

#### ◆基本理念

時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ

#### ◆5つの将来像

- -(1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- (2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- (3) 希望と活力にあふれる豊かな島
- (4) 世界に開かれた交流と共生の島
- ,(5)多様な能力を発揮し、未来を拓く島

#### ◆将来像実現に向けた展開方向(関連部分を抜粋)

- 1) 沖縄グリーン・イニシアティブ
  - ・自然環境の持続的な利活用に向けて、利用区分(ゾーニング)や環境収容力(キャリング・ キャパシティ)の考え方に基づくルール・仕組みづくりを行うとともに、先進的な**自然環境 の保全・再生**を推進する。
- 2) 沖縄伝統文化・芸術の創造と活用
- 3) 千年悠久の人間にやさしいまちづくり
  - ・県民の生活や観光に不可欠な**地域資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視**し、時間と ともに価値が高まっていく「価値創造型のまちづくり」(景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年)を実現する。

#### 第4次沖縄県国土利用計画

平成 21 年 3 月

目標年次

平成 29 年

### ◆環境の保全と美しい県土の形成

- (1)地球温暖化対策に配慮した都市づくり
- (2) 廃棄物の抑制及び適切な処理
- (3) 適正な土地利用による生活環境の保全
- (4) 健全な水循環の確保
- (5) 自然環境の保全及び生物多様性の確保

#### (6) 美しくゆとりある県土の保全

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。 また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちな み景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形 成を図る

(7) 各種事業における適切な環境配慮の促進

### "美ら島沖縄"風景づくり計画 (沖縄県景観形成基本計画)

平成 23 年 1 月

◆景観形成(風景づくり)の基本理念

1)沖縄らしさを持つ景観形成 2)生活の質を高める景観形成 3)県民一人一人がつくっていく景観形成

#### ◆景観形成(風景づくり)の基本目標

- 1) 亜熱帯の光と風、水、緑を感じさせる景観づくり 2) 重層的歴史文化を感じさせる景観づくり
- 3) 島の個性と美しさを感じさせる景観づくり
- 4) 心のゆとりを感じさせる景観づくり

#### ◆景観形成(風景づくり)の基本的方向性

- 1)優れた景観の保全と新たな景観の創造のための施策の推進
- 2) 地域の主体性を生かした景観形成の推進
- 3) 人づくりと県民等の自発的な景観形成の取り組みの推進
- 4) 高齢者、障害者等への配慮
- 5) 長期的観点に立った総合的・計画的な景観形成施策の推進

#### ◆広域的な風景づくりの取り組み(広域景観域及び広域景観軸の設定)

○西海岸自然景観軸 (今帰仁村·本部町·名護市·**恩納村**・読谷村)

リゾート施設が集積する恩納海岸や名護海岸、沖縄海岸国定公園のある本部半島、美しい羽地 内海が広がる今帰仁海岸及び自然海岸を中心とする読谷海岸の西海岸地域は、海浜への眺望が区域の中心となる景観であり、本県の大切な観光資源です。これらの景観が十分楽しめるよう、羽地内海から読谷海岸までの軸を西海岸自然景観軸として設定しました。

#### ○風景づくりのキーワード

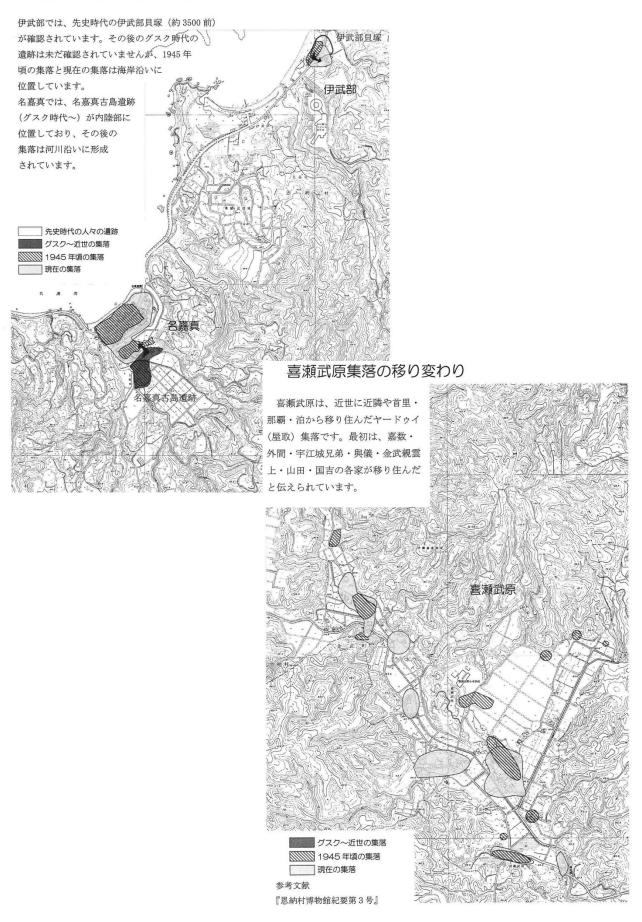
風景の保全・回復:代表的な視点場から海への眺望、山並み・稜線、特色ある自然(山、海・

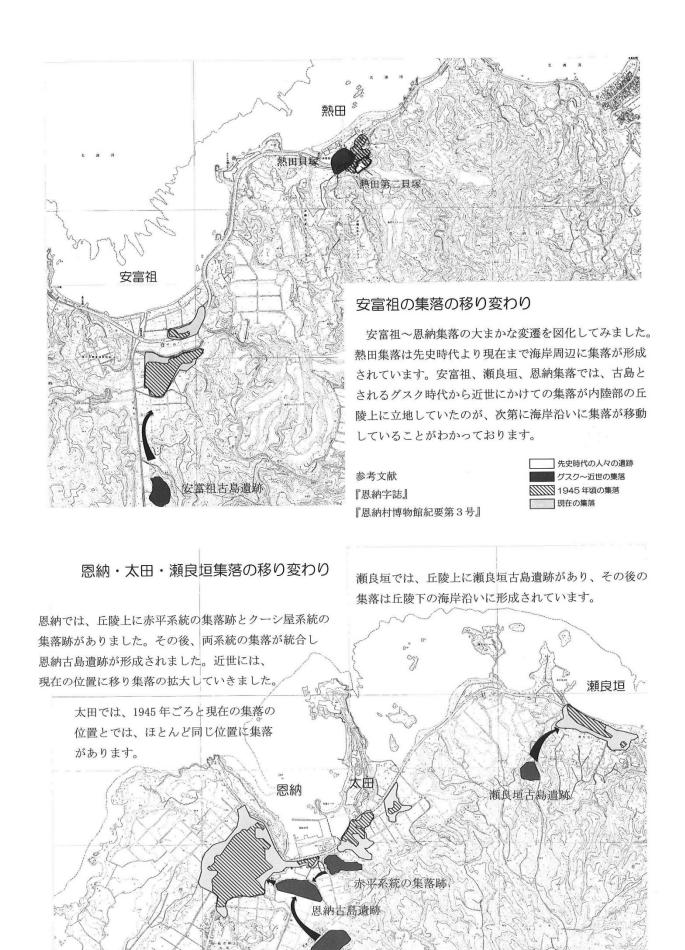
海岸、川 等)

風景の創出:背景となる自然との調和

## 2. 集落の移り変わり(村政施行百周年記念事業企画展「あの頃のうんな」より)

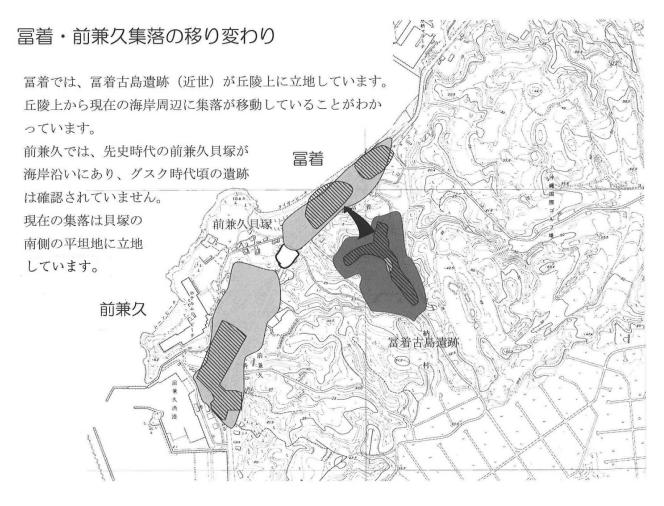
#### 名嘉真・伊武部集落の移り変わり

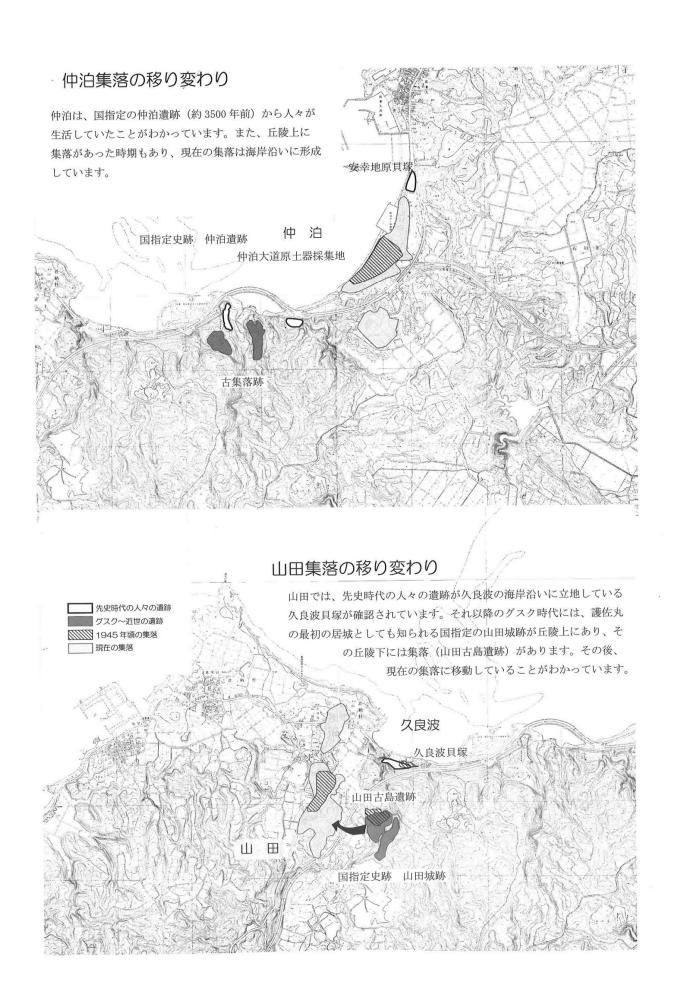




シ屋系統の集落跡









## 恩納村の屋取集落



18世紀の初頭、王府が首里・那覇の士族人口の膨張による就職難により、士族の職業規制を緩和し、農業に従事することを容認しました。そのため、農村地域に士族たちが移り住むようになりました。彼らは、首里・那覇近郊へ、またはつてを求めて中頭や山原へと移っていきました。中には一門の本家や有力な分家が総地頭や脇地頭を勤める間切や村へ縁を頼っていく場合もありました。廃藩置県後はさらに職を失った士族が農村へ流れ、国頭地域の人口が増加しました。こうして移り住んだ人々によって形成された集落を屋取(ヤードゥイ)集落と呼んでいます。

恩納村にも屋取集落が形成されています。

	名嘉真	安富祖	瀬良垣	恩納	谷茶	富普	前兼久	仲泊	ШШ	真栄田
1903 (明治36) 年	536 (内士族76)	705 (内士族506)	363 (内士族85)	995 (内士族391)	458 (士族O)	233 (土族O)	323 (内士族33)	547 (内士族24)	564 (内士族185)	570 (内士族172)
1921 (大正10) 年	643 (内伊武部83)	1033 (内喜瀬武原260、 熱田原150)	418 (内太田原132)	1323 (内屋嘉田245、 赤崎原135、 馬場174、 志喜根76)	466	234	353	604	700 (内久良波157)	754 (内塩屋206、 ビル55、 与久田56、 宇加地165)

明治 36 年の字別人口には士族の人口が記載されており、これが当時の屋取集落のおおよその人口と言えます。また、大正 10 年の字別人口を見てみますと、小字の人口が分かります。これによっても屋取集落の規模を知ることができます。明治 36 年の時の安富祖を例に見てみますと、全人口が 705 人で、その内士族が 506 人とあり、屋取人口がかなり大きかったことが分かります。これは熱田と後に独立行政区となった喜瀬武原のおおよその人口だと推測されます。

## 3. 「恩納村景観計画策定のための村民アンケート調査」のまとめ

### 1)調査の目的

「(仮称) 恩納村景観計画」の策定にあたり、恩納村の景観資源の抽出及び景観むらづくり への参加・協力の意向把握等を行い、計画づくりに反映するための基礎資料とする。

### 2) 村民アンケート調査の実施状況

調査対象: 恩納村全世帯を対象に、字別人口に配慮しつつランダムに 2,000 件を抽出

調査方法:郵送による配布・回収

調査機関:平成23年10月26日~平成23年11月7日

### 3)回収状況

配布数:2,000件

回収数:470件(回収率23.5%)

有効回収数: 451件(有効回収率 22.6%)

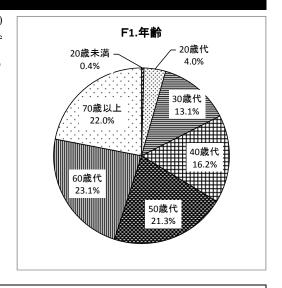
### 2) アンケート調査の結果

## 【1. 回答者の属性について】

### F 1 回答者の年齢

## 回答者の6割強が50歳以上。

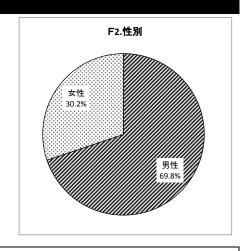
「60歳代」(23.1%)、「70歳以上」(22.0%)、「50歳代」(21.3%) の順に多く、それぞれで2割強ずつを占めている。60歳代をピークに、年齢が上がるほど回答者数が多くなっている。



### F 2 回答者の性別

### 回答者の7割が男性。

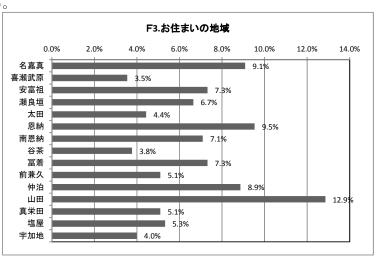
「男性」が約7割(69.8%)、「女性」が約3割(30.2%)、 と男性の回答者が多くなっている。



### F 3 居住地域

## 山田地区の回答率が高い。他地区は概ね世帯数比率と大差なし。

「山田」が1割強(12.9%)と最も多く、次いで「恩納」(9.5%)、「名嘉真」(9.1%)、「仲 泊」(8.9%)の順に多くなっている。

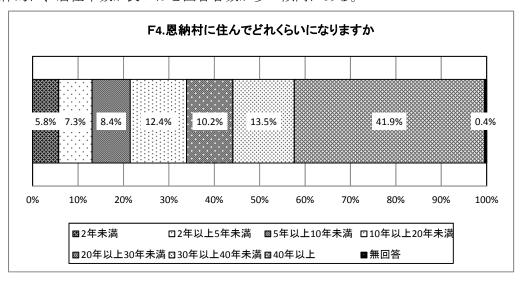


#### F 4 居住年数

### 40年以上が4割。居住年数が長いほど回答率が高い

「40年以上」が4割強(41.9%)と最も多く、次いで「30年以上40年未満」(13.5%)、「10年以上20年未満」(12.4%)と続いている。

全体的に、居住年数が長いほど回答者数が多い傾向にある。



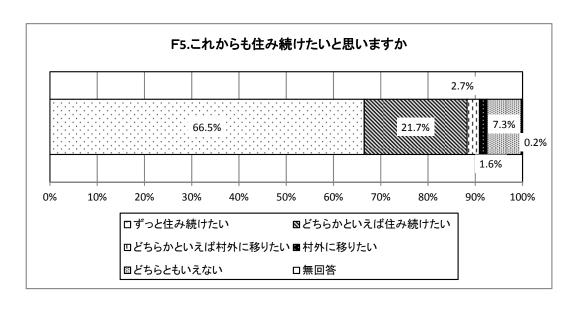
#### F 5 今後の居住意向

## 9割の回答者が今後も「住み続けたい」と回答。

「ずっと住み続けたい」が7割弱(66.5%)と最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が2割強(21.7%)と続いている。

「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせると 9 割弱 (88.2%) となり、回答者のほとんどが今後も住み続けたいと考えている。

一方、「どちらかといえば村外に移りたい」、「村外に移りたい」を合わせた割合は1割未満(4.3%)であった。



#### 3)景観について

問1 あなたは、<u>**恩納村の景観(自然、集落・むら並み、歴史文化等)を魅力的</u>だと**感じますか。あなたのお考えに近いものを**1つ選び、**番号を〇で囲んでください。</u>

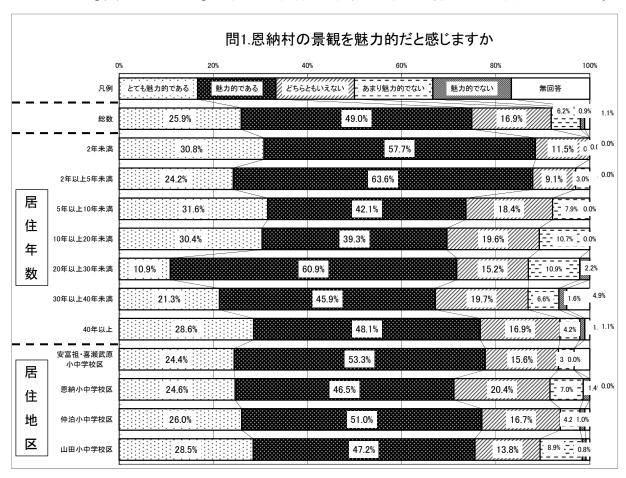
## 回答者の7割半が『魅力的である』と感じている。

全体では「魅力的である」が 5 割弱 (49.0%) と最も多く、次いで「とても魅力的である」 (25.9%)、「どちらともいえない」 (16.9%) と続いている。

「とても魅力的である」と「魅力的である」を合わせると約7割半(74.9%)となり、多くの回答者が恩納村の景観を『魅力的である』と感じている。

一方、「あまり魅力的でない」(6.2%) と「魅力的でない」(0.9%) を合わせると 1 割未満 (7.1%) であった。

居住年数別にみると、居住年数が [2年未満]、[2年以上5年未満]の回答者は「とても魅力的である」、「魅力的である」を合わせた割合が8割以上と他の区分に比べて高くなっている。



問2 **恩納村の景観は 10 年前と比べてどう変化**しましたか。あなたのお考えに近いものを<u>1</u> **つ選び、**番号を〇で囲んでください。なお、居住年数が 10 年未満の方は、その当時と比べてお答えください。

## 『良くなった』が『悪くなった』より若干高い。居住年数が長いほど『良くなった』が増え る。

全体では「少し良くなった」が3割弱(27.9%)と最も多く、次いで「少し悪くなった」3割弱(27.3%)、「それほど変わっていない」が2割強(24.4%)と続いている。

「とても良くなった」と「少し良くなった」を合わせると約4割(38.8%)、「少し悪くなった」と「とても悪くなった」を合わせると4割弱(35.7%)となっており、全体的にみると『良くなった』と感じている回答者が若干多くなっている。

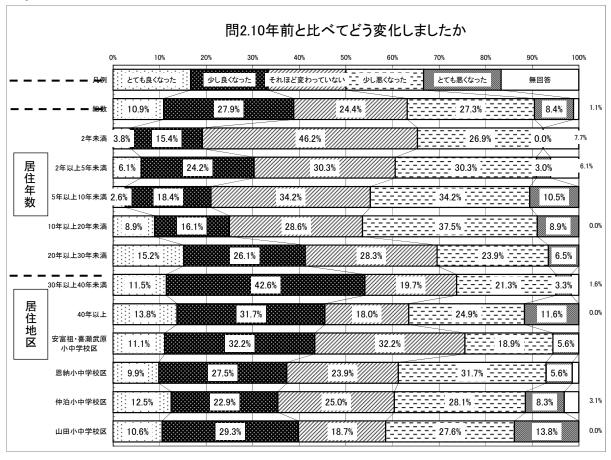
居住年数別にみると、居住年数が [2年未満]の回答者は5割弱(46.2%)が「それほど変わっていない」と回答し、『良くなった』と『悪くなった』を比べると若干『悪くなった』と感じている方が多い。

居住年数 [2年以上5年未満]では『良くなった』と『悪くなった』の割合がほぼ同じであり、[5年以上10年未満]、[10年以上20年未満]では『悪くなった』の割合が高くなっている。

一方、居住年数 [20 年以上 30 年未満]、[30 年以上 40 年未満]、[40 年以上] では『良くなった』の割合が高くなっており、居住年数が長いほど『良くなった』の割合が高くなる傾向にある。

居住地区別にみると、[安富祖・喜瀬武原小中学校区]では『良くなった』の割合が『悪くなった』に比べて2割ほど高くなっている。

一方、その他の地区においては『良くなった』と『悪くなった』がほぼ同じ割合になっている。



問2-1 問2で「1」又は「2」と回答された方(とても良くなった・少し良くなったとお考えの方)にお尋ねします。それは**どのような理由**からですか。あなたのお考えに近いものを**2つ以内で選び、**番号をOで囲んでください。

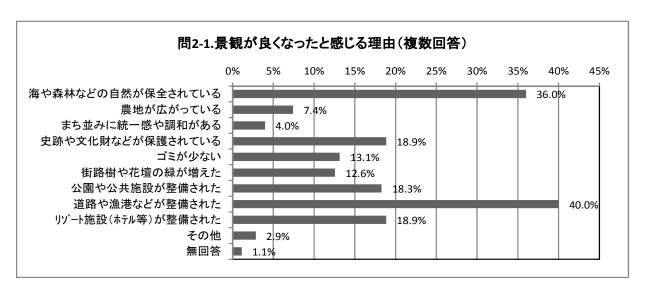
### 「道路や漁港の整備」、「自然が保全されている」がそれぞれ4割。

「道路や漁港などが整備された」が4割(40.0%)と最も多く、次いで「海や森林などの自然が保全されている」(36.0%)、「史跡や文化財などが保護されている」(18.9%)、「リゾート施設(ホテル等)が整備されたから」(18.9%)と続いている。

居住地区別にみると、全体で最も多かった「道路や漁港などが整備された」については、[恩納小中学校区]で約6割(60.4%)と最も高く、一方で[山田小中学校区]では約2割(20.4%)と最も低くなっている。

また、2番目に多かった「海や森林などの自然が保全されている」については、[山田小中学校区]が約4割半(44.9%)と他地区に比べ1割ほど高くなっている。

3番目の「リゾート施設(ホテル等)が整備されたから」についても、[山田小中学校区]では約3割と、他地区に比べて1割半~2割ほど高くなっている。



	合計	1.海や森林 などの自然 が保全され ているから	2.農地が広 がっている から	3.まち並み に統一感や 調和がある から	4.史跡や文 化財などが 保護されて いるから	5.ゴミが少 ないから	6.街路樹や 花壇の緑が 増えたから	7.公園や公 共施設が整 備されたか ら	港などが整	9.リゾート施設 (ホテル等)が 整備された から	10.その他	無回答
総数(n=175)	303	63	13	7	33	23	22	32	70	33	5	2
№0 <b>支X</b> (П=170)	173.1%	36.0%	7.4%	4.0%	18.9%	13.1%	12.6%	18.3%	40.0%	18.9%	2.9%	1.1%
安富祖·喜瀬武原	65	14	5	1	8	5	4	7	14	6	0	1
小中学校区(n=39)	166.7%	35.9%	12.8%	2.6%	20.5%	12.8%	10.3%	17.9%	35.9%	15.4%	0.0%	2.6%
恩納小中学校区(n=53)	94	16	4	1	10	8	5	7	32	8	3	0
心啊小牛于牧区(II-33)	177.4%	30.2%	7.5%	1.9%	18.9%	15.1%	9.4%	13.2%	60.4%	15.1%	5.7%	0.0%
仲泊小中学校区(n=34)	57	11	1	2	4	4	8	6	14	4	2	1
	167.6%	32.4%	2.9%	5.9%	11.8%	11.8%	23.5%	17.6%	41.2%	11.8%	5.9%	2.9%
山田小中学校区(n=49)	87	22	3	3	11	6	5	12	10	15	0	0
山田小中学校区(n=49)	177.6%	44.9%	6.1%	6.1%	22.4%	12.2%	10.2%	24.5%	20.4%	30.6%	0.0%	0.0%

問2-2 問2で「4」又は「5」と回答された方(少し悪くなった・とても悪くなったとお考えの方)にお尋ねします。それは**どのような理由**からですか。あなたのお考えに近いものを**2つ以内で選び、**番号をOで囲んでください。

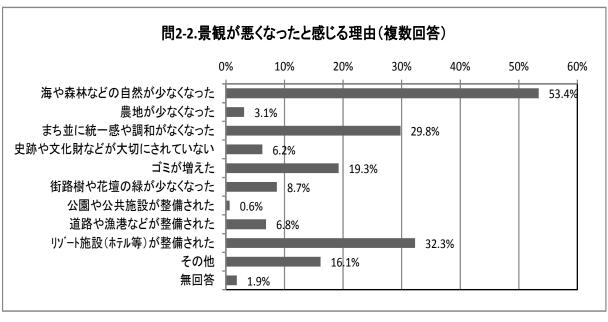
### 「自然が少なくなった」が5割以上。「リゾート施設の整備」は3割。

「海や森林などの自然が少なくなった」が5割強(53.4%)と最も多く、次いで「リゾート施設(ホテル等)が整備された」(32.3%)、「まち並みに統一感や調和がなくなった」(29.8%)と続いている。

問2-2では景観が良くなった理由として「海や森林などの自然が保全されている」が2番目に多かったのに対し、景観が悪くなった理由としては「海や森林などの自然が少なくなった」が最も多くなっている。

居住地区別にみると、全体で最も多かった「海や森林などの自然が少なくなった」については、[安富祖・喜瀬武原小中学校区]が約4割(40.9%)と最も低く、他地区では5割を超えている。

2番目に多かった「リゾート施設(ホテル等)が整備された」については、[仲泊小中学校区] で6割弱(57.1%)と他地区に比べて2割以上高くなっている。



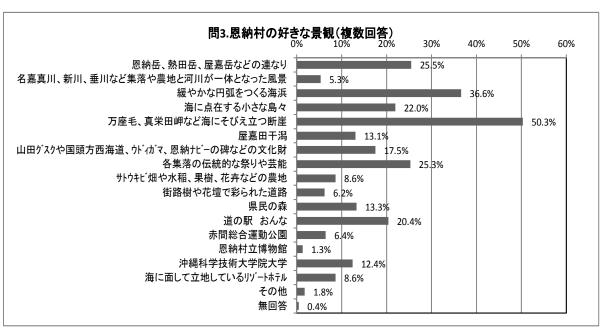
	合計	1.海や森林 などの自然 が少なく なったから	2.農地が少 なくなったか ら	3.まち並に 統一感や調 和がなく なったから	4.史跡や文 化財などが 大切にされ ていないか ら	5.ゴミが増 えたから	6.街路樹や 花壇の緑が 少なくなった から	共施設が整	港などが整	9.リゾート施設 (ホテル等)が 整備された から	10.その他	無回答
総数(n=161)	287	86	5	48	10	31	14	1	11	52	26	3
邢达女(川-101)	178.3%	53.4%	3.1%	29.8%	6.2%	19.3%	8.7%	0.6%	6.8%	32.3%	16.1%	1.9%
安富祖·喜瀬武原	40	9	1	7	1	6	5	0	0	5	6	0
小中学校区(n=22)	181.8%	40.9%	4.5%	31.8%	4.5%	27.3%	22.7%	0.0%	0.0%	22.7%	27.3%	0.0%
恩納小中学校区(n=53)	96	30	1	16	3	9	8	0	7	16	5	1
志納小中子牧区(II-33)	181.1%	56.6%	1.9%	30.2%	5.7%	17.0%	15.1%	0.0%	13.2%	30.2%	9.4%	1.9%
仲泊小中学校区(n=35)	62	20	1	9	1	5	0	0	3	20	3	0
押冶小中子校区(n-30)	177.1%	57.1%	2.9%	25.7%	2.9%	14.3%	0.0%	0.0%	8.6%	57.1%	8.6%	0.0%
山田小山学校区(*=51)	89	27	2	16	5	11	1	1	1	11	12	2
山田小中学校区(n=51)	174.5%	52.9%	3.9%	31.4%	9.8%	21.6%	2.0%	2.0%	2.0%	21.6%	23.5%	3.9%

問3 恩納村で<u>好きな(誇りに思う、残したい)景観</u>はどこですか。次の中から<u>3つ以内で選び、</u>番号を○で囲んでください。

## 「万座毛、真栄田岬などの断崖」が5割。自然資源に対する関心が高い。

「万座毛、真栄田岬など海にそびえ立つ断崖」が約5割(50.3%)と最も多く、「緩やかな円弧をつくる海浜」(36.6%)、「恩納岳、熱田、屋嘉岳などの連なり」(25.5%)、「各集落の伝統的な祭りや芸能」(25.3%)と続いている。

居住地区別にみると、概ね選択肢の景観資源が立地している近辺での回答が多く、居住地区 近辺の景観資源への関心が高い。



	合計	1.恩納岳,熱 田岳,屋嘉 岳等の連な り	2.名嘉真川、新川、集落や農地は大きなった風景	3.緩やかな 円弧をつくる 海浜	4.海に点在 する小さな 島々	5.万座毛、 真栄田岬な ど海にそび え立つ断崖	6.屋嘉田干 潟	7.山田グスク や国頭方西 海道、ウ・ィ カマ、恩納ナ ピーの碑など の文化財	8.各集落の 伝統的な祭 りや芸能	9.サトウキビ <sup>*</sup> 畑 や水稲.果 樹.花卉等 の農地
総数(n=451)	921	115	24	165	99	227	59	79	114	39
小心女人(ローキリー)	204.2%	25.5%	5.3%	36.6%	22.0%	50.3%	13.1%	17.5%	25.3%	8.6%
安富祖•喜瀬武原	251	32	12	39	17	30	5	8	32	9
小中学校区(n=90)	278.9%	35.6%	13.3%	43.3%	18.9%	33.3%	5.6%	8.9%	35.6%	10.0%
恩納小中学校区(n=142)	389	47	5	47	42	77	36	17	31	9
	273.9%	33.1%	3.5%	33.1%	29.6%	54.2%	25.4%	12.0%	21.8%	6.3%
仲泊小中学校区(n=96)	272	16	1	36	21	50	12	15	24	7
	283.3%	16.7%	1.0%	37.5%	21.9%	52.1%	12.5%	15.6%	25.0%	7.3%
山田小中学校区(n=123)	329	20	6	43	19	70	6	39	27	14
田田小平于校区(II-123)	267.5%	16.3%	4.9%	35.0%	15.4%	56.9%	4.9%	31.7%	22.0%	11.4%
	10.街路樹 や花壇で彩 られた道路	11.県民の 森	12.道の駅, おんな	13.赤間総 合運動公園	14.恩納村 立博物館	15.沖縄科 学技術大学 院大学	16.海に面し て立地して いるリゾートホ テル	17.その他	無回答	
総数(n=451)	28	60	92	29	6	56	39	8	2	
ING 9X (II = ₹3 1 /	6.2%	13.3%	20.4%	6.4%	1.3%	12.4%	8.6%	1.8%	0.4%	
安富祖・喜瀬武原	5	24	13	7	2	4	11	1	0	
小中学校区(n=90)	5.6%	26.7%	14.4%	7.8%	2.2%	4.4%	12.2%	1.1%	0.0%	
恩納小中学校区(n=142)	9	16	17	8	0	18	7	2	1	
心啊17.千千汉区(11-142)	6.3%	11.3%	12.0%	5.6%	0.0%	12.7%	4.9%	1.4%	0.7%	
   仲泊小中学校区(n=96)	7	12	34	10	3	12	10	1	1	
IT加小中于汉区(II-30)	7.3%	12.5%	35.4%	10.4%	3.1%	12.5%	10.4%	1.0%	1.0%	
山田小中学校区(n=123)	7	8	28	4		22	11	4	0	
西西小千子汉区(11-120)	5.7%	6.5%	22.8%	3.3%	0.8%	17.9%	8.9%	3.3%	0.0%	

問4 恩納村で<u>嫌いな景観、好ましくない景観</u>はどこですか。具体的にご記入ください。いくつ記入してもかまいません。その<u>理由</u>も一緒にお書き下さい。

# 高層建築物に対する不満が圧倒的に多い。

	項目	内容	件数					
建物	ホテル・アパ ート等の高 い建物	「リゾートホテルが増え、海が見えにくくなった (静かな海がなくなった)」、「リゾートホテルの乱開発(景観の悪化)」、「冨着にある余りにも大きいホテルは恩納村の自然を台無しにしている(恩納村の自然は企業だけのものか)」・・・等						
	海への眺望	「海沿い、海の近くに建物が増えた事。例えば真栄田、塩屋、宇加地など」、「コンクリートの護岸や海側の住宅によって海岸が見えない」、「海岸沿(国定公園内)に建てられた住宅等の建造物等が増えつつあり、景観を妨げ地域住民の入浜権を妨げつつあるから」・・・等						
	建物の形 態・意匠等	「国立公園に指定され、建設物等規制があるが守られず、違法建物と判断される建設物が少ない」、「仲泊のトゥングヮの朽ちた建物はかっこ悪い、気味が悪い、あぶない」、「奇抜な色の建物、アパート。景観にあっていない」・・・等	8					
	赤土	「赤土流出後の景観」、「大雨の時の美留川からの赤土の流出」、「台風の後など、川や海が赤土でにごる事。赤土は海に影響がないか心配になります」・・・等						
	ビーチ	「海の色が前と比べてコバルナルーではないような気がする。砂浜も前みたいな砂浜ではなくなっている」、「村内の海沿いの土地、ビーチに自由に入ることが出来ない」、「自然の海浜が少なくなった」、「観光客が増加し、海浜が汚れてきている」・・・等						
	眺望	「恩納岳の眺望をさえぎる鉄塔やバイパス」、「国道 58 号の草で海が見えにくくなり、リゾートとしてふさわしくない」、「前田地区から宇加地区までの海が見える美しい景観が失われて、嘆かわしくなった→打つ手はなかったのか」・・・等						
自	自然環境の 悪化	「水道工事により、海が少し汚れたような」、「バイパスや宅地の造成(環境破壊、景観悪化、自然現象)」、「恩納村の豊かな自然景観が少なくなった」・・・等	4					
然	埋め立て	「瀬良垣の埋立」、「瀬良垣ビーチ前の埋立て。埋立て前の景観は恩納村の誇りの一つであったが、あの美しい景観はもう元に戻らない。残念である。観光 産業を重視する恩納村がする事ではない。特に沖の防波堤は景観を損なう建造物である」・・・等						
	人工物	「コンクリートで整備された海辺。自然に思えないから」、「海岸沿いのコンクリート」、「美しい海岸沿い(浅瀬)に打ち込まれた鉄筋、美観をそこねている」						
	河川整備	「河川→河川浄化、植生等生態系と人の生活が一体感が無い」、「ワチ川の河川整備をすべき」						
	鉄塔·送電 線等	「山地に、高圧線の鉄塔や電話の鉄塔等が多くなり、山側の景観が悪くなった」、「恩納岳の景観を損ねている送電鉄塔」	2					
	その他	「真栄田岬」	1					
	植栽管理	「道路沿いの草がのびて景観が悪くもったいないと思う」、「草だらけの花壇や 道路」、「国道 58 号線、県道の雑草→理由:観光立県・立村にふさわしくな い」・・・等	12					
道	道路整備	「生活排水路の未整備及び農道、排水路の未整備地区」、「道路の整備。道幅 が狭く、路上駐車が多いため通行が出来ないところがある」、「歩道が整備さ れていない」・・・等	6					
路	 清掃	「メインストリート(58号線)と海岸線をこれからもきれいにしてほしい」、「県道 や国道の清掃の回数をふやしてほしい」・・・等	5					
	街路灯	「冨着・前兼久の外灯の景観は良くない」、「外灯が少ない。夜まっくら」	2					
	その他	「恩納バイパス」、「道路端の案内標識など各案内板が不統一である」、「国道 58 号の車が多すぎる」	3					
ゴミ		「海浜にゴミが増えた」、「道に犬のフンがよくある。飼い主は片付けてほしい」、「県道及び農道へのゴミ捨てが非常に多く(常習犯による道路へのポイ捨て及び大型粗大ゴミ他)また、ゴミを拾う人間が非常に少ない事。村が定期的に見回り、綺麗な島作り(環境整備・維持)に努めて欲しい」・・・等	21					

街路樹・防風林・屋 敷林等の樹木		「モクマオウの木が剪定されないので育ちすぎて海が見えない」、「街路樹、特に(琉球松)は南国のイメージから遠くかけはなれている様に思われる」、「松の立枯が処理されていない。山の景観が失われる」・・・等	19						
公	漁港	「広大な漁港(景観、魚の減少、潮の流れ)」、「瀬良垣漁港とその周辺。環境アセスをして村民に知らせるべきだった」、「ゴミ散乱する漁港(釣り人のマナーが悪い)」・・・等	14						
共施	公園	「大人、子どもが安全に楽しく遊べる、運動できる公園が無い事」、「村内の公園が適切に管理されていない」・・・等 「博物館(一度見学すれば、二度はいかないから税金のムダ)」、「村立博物館の外観が何だかわからない。活用を考案するとまだアピールの仕方があるのではないかと思います」							
設	博物館								
観光·商業施設		「観光客向けの飲食店が多い」、「自然を大切にしつつ、もっと観光地らしく。 少々さみしい」、「58 号沿いのおみやげ店が多くある場所、あまり雰囲気が良く ないように思う」・・・等	18						
生	騒音	「うるさい音をたてるバイクの若者たち」、「夜のバイクの騒音」、「国道58号線 沿いを横行する暴走族」・・・等							
活環	違法駐車	「真栄田岬周辺道路の迷惑駐車」、「海岸へ自由に出入りができない。海をながめる所がほしい。駐車場がなくて歩道にとめている車。お金を支払わないと 海へいけない感じがする」・・・等							
境	その他	「好きで住んでいるのなら周りの迷惑を考えて仲良く! (特に県外から来た人)」、「電線を地上ではなく地中にしたらすごく良くなると思います(街並が)」・・・等	2						
集落景観		「消えゆく屋敷林」、「飲食店が住宅地区に増えてプライバシーの侵害に辟易している」、「リゾートと住宅との調和がとれてない」、「建物の景観に(新しく建てられた)統一性(例えば赤瓦とか)並木路など、昔の景観(恩納村らしい)あじまあに入るとほっとするとか、R58 沿いの建物の色とか・・・個人の建物以外に公共の博物館なども赤瓦があるとか、特色が欲しかった」	4						
そ	観光・観光客	「水着姿で住宅街や道路を歩く観光客(ダイビングショップ周辺)」、「シュノーケル、ダイビング等にルールが無く、サンゴが踏み荒らされている」、「ダイビングショップの路上駐車、ライフジャケットの路上干し。見た目も悪いし通行の邪魔」・・・等							
の	マリンスポ ーツ	「ビーチでのジェットスキー」、「リゾートホテル、水上バイク」「マリンスポーツが増え、道路での水着姿が多い(瀬良垣)」	3						
他	その他	「恩納村の自然と人間性を誇りとする村民の心づくりが大切」、「ルネッサンスの反対側の丘側は規制があるのであれば、外して低層住宅用の土地にして売り出せば景観もそこなわれず、移住も増えて村に税が増えると思う」、「酔っ払いのおじい達、道端で寝たり怪しい。怯える観光客も時々いる」・・・等	14						

問5 あなたの住んでいる<u>地域で特に残したいと思う建造物や樹木、眺望点</u>があればご記入ください。いくつ記入してもかまいません。所在地もご記入ください。

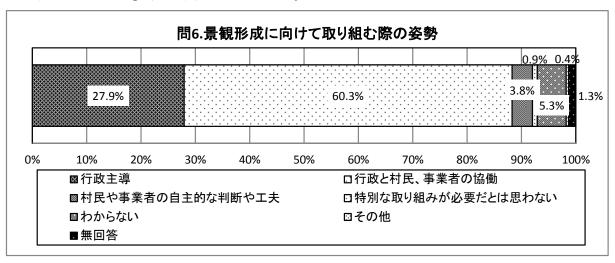
自	然資源、特	に「海」への愛着が深い。				
	項目	内容	件数			
	海・ビーチ・干潟等	「恩納村営ビーチ」、「与久田ビーチ」、「屋嘉田干潟」、「恩納村全体の海の景観」、「きれいな浜辺と海」、「美しい海。(冨着)」、「海岸沿いの景色(塩屋)」、「サンセット海岸(名嘉真)」、「谷茶前の浜」・・・等				
	万座毛	「万座毛」、「万座毛の景観」、「万座毛の芝」・・・等	18			
自然景観	真栄田岬	「真栄田岬」、「真栄田岬の遊歩道」、「真栄田岬とその周辺の自然環境」、 「真栄田岬一帯の景観(サトウキビ畑、海岸線など)」・・・等				
│	3一島等	「ヨー島」、「ヨー島(屋嘉田かたばる)周辺」、「ヨー島、ギシフ島」・・・等				
	恩納岳	「恩納岳」、「「恩納岳の景観は残していきたい」、「恩納岳やブート岳などの連なり(字喜瀬武原)」				
	その他	「役場前のマングローブ」、「自然の美しさそのまま。サンゴ」、「今の自然、 これ以上壊さないで欲しい」、「綺麗な自然を残しながら生活環境を整備し て欲しい」・・・等	8			
	山田グスク	「山田グスク」、「山田城祉周辺の自然」・・・等	11			
害	ガマ	「ウドイガマ(字瀬良垣)」、「アポガマ、踊ガマ」、「カーブヤーガマ(字山田)」、「山田には沖縄戦の際の避難壕がいくつもある。子ども達の平和学習の物として残すべきである。」、「ウングヮガマ、クラシンガマ」・・・等	9			
遺 跡·文	御嶽·拝所 等	「御嶽」、「御願所」、「各地域に残る昔からの御拝所(冨着)」、「漁港前のトゥングヮ(前兼久)」、「瀬良垣公民館となりのウタキの松並み」				
文化財	恩納松下・ ナビーの碑	「恩納松下」、「恩納ナビーの歌碑」・・・等				
等	貝塚	「仲泊貝塚」、「仲泊貝塚及び展望台」・・・等				
	番所跡	「恩納番所を復元して残したい」、「番所跡を跡らしくしてほしい」・・・等	2			
	その他	「恩納グスク跡」、「ウマチモウー(喜瀬武家)」、「文化財(護佐丸父祖の墓とか、仲泊貝塚とか、国頭方西海道など)」・・・等	4			
樹木		「松並木」、「古木・銘木・大木を指定」、「山田小中学校のガジュマル」、「侍 従森の松。名嘉真橋の先の離島の松」、「屋嘉田工場の道路(58 号線)沿 いに植えられたアダンやヤシの木」、「フクギ並木」・・・等				
集落	景観	「各地の共同売店や小さな商店」、「冨着の浜、旧部落」、「仲泊遊び庭(あしびなあ)」、「各集落の中の道が掃除されて気持ちがいい」・・等				
眺望		「赤間運動場近くの高台からの屋嘉田干潟の海夕陽」、「アカティーダ・バンタから見えるタ日」、「王府時代、多くの人が眺めた恩納岳の眺望点の松林のウドンムイの復元」、「OIST の駐車場からみる眺め(谷茶)」、・・・等	11			
田・畑	1	「水田」、「さとうきび畑」、「安富祖の田んぼ」、「集落内の田園風景」、「深夜に光る小菊の電照畑の明かり(字喜瀬武原)」・・・等	8			
公	博物館	「恩納村立博物館」、「赤間グラウンド」	3			
公共施設	公園	「海浜公園」(字太田)				
	県民の森	「県民の森」	2			
河川		「名嘉真川」、「川、小川」				
その他		「大学院大学(建物も眺望点も良い)」、「武士松茂良の墓周辺を公園化 し、観光の一つとすべき。」、「昔ながらのお墓」、「恩納通信所跡地の原野 (ふれあい体験センターと亜熱帯計測技術センターの間)(字恩納)」・・・等				

#### 4) 景観形成に向けた取り組みの姿勢について

問6 あなたは<u>景観形成に向けて取り組む際の姿勢</u>についてどのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを**1つ選び、**番号をOで囲んでください。

### 「協働で進めるべき」が6割。

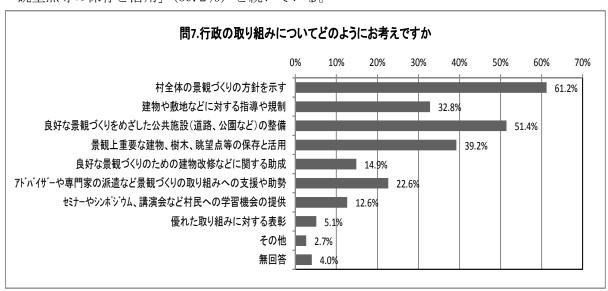
「行政と村民、事業者などが十分に話し合いながら、ともに進めていくべきである」が約6割(60.3%)と最も多く、次いで「行政が主導して規制をかけていくことで、良好な景観を保全するべきである」(27.9%)となっている。



問7 あなたは景観形成に向けた<u>行政の取り組み</u>についてどのようにお考えですか。あなたの考えに近いものを**3つ以内で選び、**番号を〇で囲んでください。

### 村行政に求められているのは景観形成の「方針づくり」。

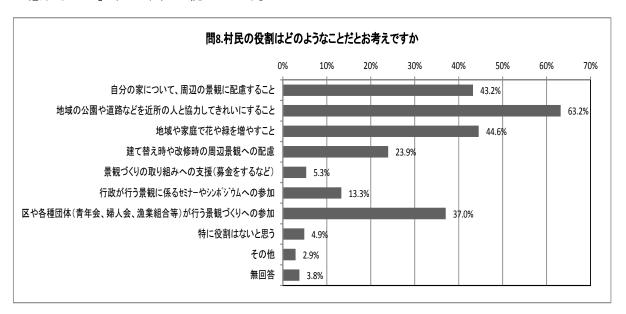
「村全体の景観づくりの方針を示す」が6割強(61.2%)と最も多く、次いで「良好な景観づくりをめざした公共施設(道路、公園など)の整備」(51.4%)、「景観上重要な建物、樹木、眺望点等の保存と活用」(39.2%)と続いている。



問8 あなたは景観づくりを進めていく上での<u>村民の役割</u>はどのようなことだとお考えですか。あなたのお考えに近いものを**3つ以内で選び、**番号を〇で囲んでください。

### 「地域の美化清掃」、「自宅の周辺景観への配慮」が村民の役割と考えている。

「地域の公園や道路などを近所の人と協力してきれいにすること」が6割強(63.2%)と最も多く、「地域や家庭で花や緑を増やすこと」(44.6%)、「自分の家について、周辺の景観に配慮すること」(43.2%)と続いている。

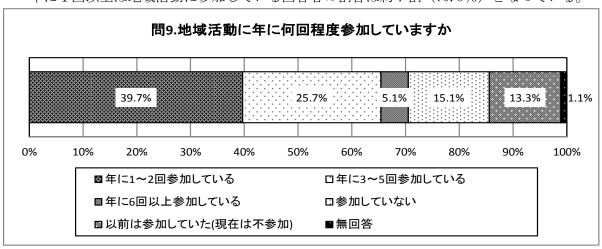


問9 あなたは、清掃活動や沿道緑化、ビーチ清掃等の<u>地域活動に年に何回程度、参加</u>していますか。あてはまるものを**1つ選び、**番号をOで囲んでください。

#### 回答者の7割が年に1回以上の地域活動に参加している。

「年に $1 \sim 2$ 回参加している」が約4割(39.7%)と最も多く、次いで「年に $3 \sim 5$ 回参加している」(25.7%)、「参加していない」(15.1%)と続いている。

年に1回以上は地域活動に参加している回答者の割合は約7割(70.5%)となっている。

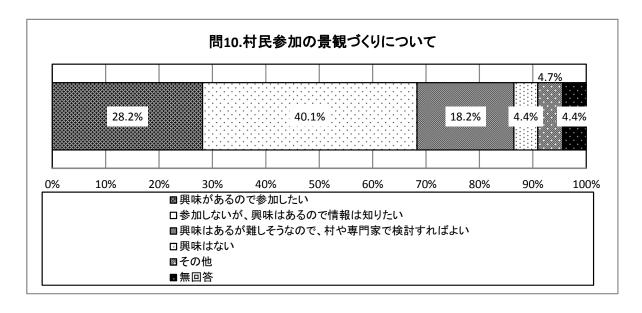


問 10 あなたは<u>村民参加の景観づくり</u>についてどのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを**1つ選び、**番号を〇で囲んでください。

## 回答者の3割が景観づくりへの参加を希望。

「参加しないが、興味はあるので情報は知りたい」が約4割(40.1%)と最も多く、次いで「興味があるので参加したい」(28.2%)、「興味はあるが難しそうなので、村や専門家で検討すればよい」(18.2%)と続いている。

回答者の3割弱(28.2%)が景観づくりに参加したいと回答している。



#### 5) 景観形成のルールについて

問 11 あなたは<u>景観形成の基準(建物の高さ、色、緑化など)を設けること</u>についてどのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを<u>1つ選び、</u>番号を〇で囲んでください。

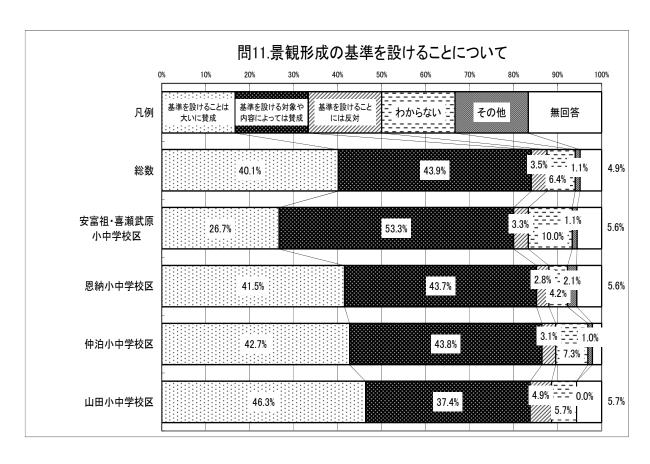
### 多くの回答者は景観形成の基準を設けることに賛成。

全体では「基準を設ける対象や内容によっては賛成である」が4割強(43.9%)で最も多く、 次いで「美しい景観の形成・維持のための基準を設けることは大いに賛成である」(40.1%)と 続いている。

上記の回答を合わせると8割強(84.0%)となり、回答者の多くが何らかの基準を設けることに賛成している。

居住地区別にみると、どの地区でも8割以上が何らかの基準を設けることに賛成している中、 [安富祖・喜瀬武原小中学校区]では「基準を設ける対象や内容によっては賛成である」の割合が高く、[山田小中学校区]では「美しい景観の形成・維持のための基準を設けることは大いに賛成である」の割合が高くなっている。

その他の2地区では「美しい景観の形成・維持のための基準を設けることは大いに賛成である」と「基準を設ける対象や内容によっては賛成である」の割合がほぼ同じとなっている。



問 12 以下の 15 項目 (①~⑮) それぞれについて、美しい景観形成・維持のためには<u>どの</u>程度の基準が必要だとお考えですか。あなたのお考えに近いものを<u>それぞれ1つずつ選び、</u>番号を〇で囲んでください。

## 個々の建物には緩やかな基準、まち全体には厳しい基準を望んでいる。

個々の建物について、『①建物の高さ』については「厳しい基準が必要」または「最低限の基準が必要」と回答した者の割合が8割弱(78.7%)と、何らかの基準が必要と考えている回答者が多くなっている。また、その他の項目では『⑦大きな擁壁やのり面』(66.1%)、『⑤敷地内の緑化』(65.8%)、『②建物の色』(61.8%)、『⑥屋外施設(水タンク等)の露出』(56.6%)、『④地域にふさわしい素材の活用』(53.5%)の順に半数以上が何らかの基準が必要と考えている。個々の建物に関する基準については「最低限の基準が必要」と回答する者の割合が高い傾向にある。

道路については、全ての項目において「厳しい基準が必要」または「最低限の基準が必要」と回答した者の割合が7割を超えており、『⑩看板・案内表示』(80.9%)、『⑨道路の付帯施設』(79.8%)、『⑧道路の材質・色』(73.2%)の順に高くなっている。

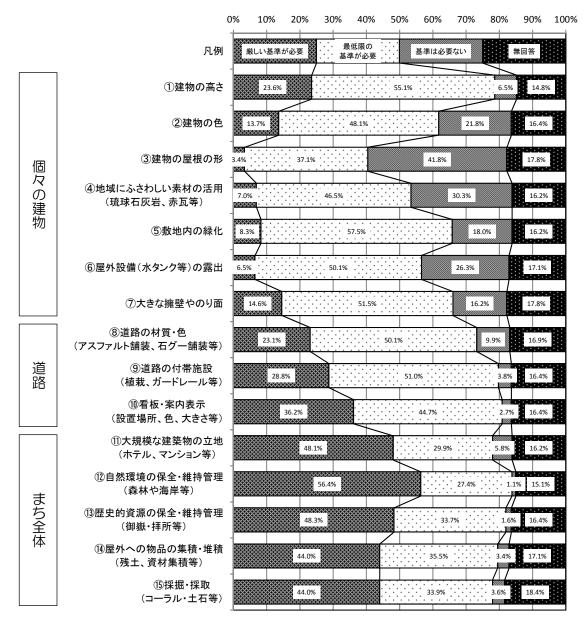
まち全体については、全ての項目で8割近くが「厳しい基準が必要」または「最低限の基準が必要」と回答しており、『⑫自然環境の保全・維持管理』(83.8%)、『⑬歴史的資源の保全・維持管理』(82.0%)、『⑭屋外への物品の集積・堆積』(79.5%)の順に高くなっている。特に『⑫自然環境の保全・維持管理』は半数以上(56.4%)が「厳しい基準が必要」と回答している。

個々の建物については緩やかな基準の設定を望む回答や基準設定を望まない項目が多く、道路、まち全体など、開発・整備等の規模が大きくなるにしたがって厳しい基準の設定を望む回答者が多くなっている。

個々の建物で何らかの基準が必要と回答者が最も多かった『①建物の高さ』について、回答を字別に比較すると、「厳しい基準が必要」、「最低限の基準が必要」を合わせた割合には大きな差は出ていない。

一方で「厳しい基準が必要」の割合は、[仲泊(45.0%)]、[真栄田(34.8%)]、[富着(33.3)] で3割を超えており、他地区に比べて高くなっている。

問12. 美しい景観形成・維持のために必要な基準について



### ◆ ①建物の高さについて(個々の建物) 居住地区別クロス集計表

	合計	1.厳しいもの	2.最低限の もの	3.必要ない	無回答		合計	1.厳しいもの	2.最低限の もの	3.必要ない	無回答
総数	451	106	248	30	67	谷茶	17	1	12	1	3
心奴	100.0%	23.5%	55.0%	6.7%	14.9%	台尔	100.0%	5.9%	70.6%	5.9%	17.6%
名嘉真	41	6	27	3	5	富着	33	11	16	3	3
口茄具	100.0%	14.6%	65.9%	7.3%	12.2%		100.0%	33.3%	48.5%	9.1%	9.1%
喜瀬武原	16	4	7	1	4	前兼久	23	4	12	2	5
音棋风凉	100.0%	25.0%	43.8%	6.3%	25.0%		100.0%	17.4%	52.2%	8.7%	21.7%
安富祖	33	4	24	2	3	仲泊	40	18	15	5	2
女田恒	100.0%	12.1%	72.7%	6.1%	9.1%		100.0%	45.0%	37.5%	12.5%	5.0%
瀬良垣	30	5	18	0	7	山田	58	14	33	2	9
棋及坦	100.0%	16.7%	60.0%	0.0%	23.3%		100.0%	24.1%	56.9%	3.4%	15.5%
太田	20	3	14	1	2	真栄田	23	8	10	1	4
ХШ	100.0%	15.0%	70.0%	5.0%	10.0%		100.0%	34.8%	43.5%	4.3%	17.4%
恩納	43	9	26	1	7	塩屋	24	5	13	2	4
心心们	100.0%	20.9%	60.5%	2.3%	16.3%		100.0%	20.8%	54.2%	8.3%	16.7%
南恩納	32	9	14	3	6	宇加地	18	5	7	3	3
用总剂	100.0%	28.1%	43.8%	9.4%	18.8%		100.0%	27.8%	38.9%	16.7%	16.7%

# <自由意見>

恩納村の景観に対して日ごろ感じていること、あるいはこれからの恩納村の景観づくりに対するご意見・ご提案を自由にご記入ください。

	項目	内 容	件数
景観づくり	ルールづくり	リゾートホテルの乱立などを防ぐため、高さなどに対するルールが必要/海沿い は高さ制限が必要/美しい恩納村を残す為に適正なルールづくりが早急に必要 等	18
	電線地中化	電柱の地中化を検討して欲しい。(恩納村は台風時の停電が多い為)/電柱の 地中化をより進めて下さい/電柱を地下に埋めたら、もっと景観が良くなると思 います 等	11
	村民意識	各家庭の屋敷林や花いっぱい運動など行政で支援し村民1人1人が意識する景観づくりをめざしてほしい/"美しい村"恩納の景観を残すのは我々村民の役目だと思います 等	7
	住みやすい環 境づくり	地元住民が住みやすい環境が皆が望む景観づくりになると思う/村民が住みやすい景観づくりをしてほしい/景観を守りながらも住みやすい村づくりをしてほしい	3
	その他	企業、団体、個人等の緑化への取り組みを表彰する緑化コンクールの表彰を創設してもらいたい/沖縄ならではの家、建物を増やすと良いと思う/村の方針を策定し、「方針に基づく地域活動」を展開、必要に応じて助成等を支援する事が望ましい 等	10
自然	自然環境の保 全	美しい海の保全に努めることに全力を尽くし、未来の子ども達へ残す努力をしたい/もっと山と海の自然を大事にした恩納村らしい村づくりを要望する/自然に恵まれた特色を活かした取り組みが大切であり、自然保護を図りながら地域復興を促すことが必要と思う 等	13
	赤土	大雨が降った後の海への赤土流出をどうにかできないか/美しい海浜の景観を維持するためには、農業業者にも一定の規制を設ける必要があると思う。赤土の流出防止策が必要 等	6
	海が汚れてき ている	海浜の汚染/自然に対して言えることは、海、川、港が汚れていると感じます/ 恩納村の海はとてもきれいでとても恩納村住民として誇りに思うが、最近そんな 海が少しずつ汚れていてさみしい気持ちになったことが何度かあるので、きれい な海を保てる為に考えてほしい 等	5
	海の魅力	恩納村の魅力は①海②海岸線を中心とした開放感がある空間を有していること だと思う/恩納村=リゾート=海 です。きれいな海を楽しみ、見て、癒される景 観づくりを! 等	5
	海浜のゴミ・雑 草	最近、海浜の汚れが目立つので役場でどうにか出来ないか?婦人会、老人会などの作業(年 1 回)では限界があります/海浜の雑草の除去/海が美しいといわれている恩納村ですが、ゴミが多くきたない 等	5
	その他	せっかくの自然がどんどん破壊されている。海亀も来なくなりバイパスには動物の死骸。何故規制しないのか、疑問だし残念です/国定公園のはずなのに海が見えづらい。観光客にとってどうかなと思う	2
生活環境	ゴミ・衛生	山や川に平気でゴミを捨てる方を何度か見つけます。注意したこともありますが、本人は悪いという意識がない様です。行政の方で是非このゴミの事を強調して頂きたい/近所の方が注意しても無視し、プラスチック等を畑などで燃やしたりするような方がいる/ 等	7
	街路灯	住宅地の外灯が少なく暗くてあぶない/夜の歩道は暗すぎる(危険)のでもう少し街灯(リゾート地ぽくお洒落な感じ)がある方が良いと思う/自宅近くに外灯が無く、度々ではあるが、不審車や野良犬、野良猫まで多く、庭の外出は車以外では出来ない状態 等	5
	騒音	R58 やバイパスを走る夜中のバイクを取り締まってほしい。窓を閉めていてもかなりうるさい/景観づくりではないが夜間の暴走、騒音行為を取締ってほしい/夜のバイクの騒音に対する取締りの強化を! 等	5
	悪臭	悪臭が酷い、安富祖地域の養豚・養鶏による悪臭は常軌を脱している。/景観に関しては問題ないが、臭いをどうにかしてほしい 等	4
	違法駐車	真栄田岬西側海岸沿いの農道に違法駐車が多く、農業従事者が非常に迷惑している状況で早急に石川警察署と協議して、駐車禁止指定場所に指定して取り締まりも強化して貰いたい/谷茶区の中道近くの違法駐車。緊急車両が通れないことが懸念される	2

Ī	I	一次 海出場へのも エル加州体部の日期中国 / 海出に済わり排水のもれたたに	
	海、海岸保全の為、下水処理施設の早期実現/海岸に流れる排水のきた インフラ整備 目をふさぎたくなります。集落を散歩している際にも下水の臭いに鼻をつま なる事があります		2
	その他	観光立県である恩納村は景観ももちろん大切だが、それよりも大切なのはそこで 生活している村民が安心して暮らせるかである/もっと地元で生きたい。住みた い。営みたい/村民が快適に生活できるように配慮して欲しい 等	5
道路	植栽	県道沿いの街路樹は南国らしいイメージでヤシ系で統一してほしい/海岸沿い (国道 58 号線)の植栽帯の除草をちゃんとしてほしい。草が伸びほうだいで、非常に見苦しい/道路の雑草が多い 等	
	サイクリング道 路	サイクリング道路の整備/自転車用道路の設定/国道沿いの歩道をサイクリン グやジョギングなどをしながら、海や山の景色を楽しめるように整備すると良いと 思います	3
	その他	小中学生が登校する道、歩道はきれいにしたい/開通した恩納バイパスだが仲 泊の交差点で直進の車と右へ曲がる車の車線が分かりづらく、危ない場面が 多々見られる/58号線からニュータウンに上がる地点に信号を設けてほしい! 等	5
リゾート開発 これ以上リゾートホテルを増やさないで下さい/観光リゾート産業はもうこれ以上いらない/高い(高層の)リゾートホテルは山側に建設されるべきだと思います。 海に近い場所にはムーンビーチホテルのような低層階のホテルが望ましいと考えます 等		13	
	公園	「小さな子どもたちがあそべる公園が少ない」、「仲泊ニュータウンに公園をつくってほしい!」、「子どもに優しくない村。他の市町村は公園の施設が素晴らしいのに恩納村には一つもない」 等	7
公共施設	図書館	「景観ではないが、村に図書館をいいかげんつくってほしい」、「公園や図書館を 役所の中でなく、博物館に併設して時間もOPENに、DVD や PC やコピー(有料) なども置き、大人から子供まで集える場所になるといいのでは?」 等	
設	その他	役場等の公共施設の建物は建て替える必要はありません。建築費、維持費に巨額の税金を使うのは感心しません。むしろ南部の昔ながらの役場に景観的な魅力を感じます/県民の森のアピール/小さな漁港だが海を利用している人はやはり海、浜、漁港内をいつもきれいにしてもらいたい	3
観光		リゾート地だからといって観光がメインになる様な村づくりはして欲しくない/同じような飲食店が乱立している/恩納村は観光立村としての名声は高いが、はたして観光客に満足して帰ってもらっているだろうか/新しい道路ができたので恩納村の観光客が少なくなった気がします 等	11
 集	緑化	沖縄らしい植物で景観をつくってほしい。外来種を植えるのはもってのほか/各 集落間に花木の植樹/各家庭園芸美化に専念して欲しい 等	6
落景観	その他	沖縄の空に一番似合う赤がわらはあこがれでした。でも現実には予算にあわず あきらめました。家の色、統一感があるとステキだと思います。建てる人それぞ れ好みもあるでしょうが、沖縄らしさを漂わせる家 いいですね/空き家があり管 理されていない。木や草が伸び放題である 等	3
眺望点		海岸線を望む展望台の整備。(災害時・津波など)の避難場所としても/きれいな海を一望できる展望台がない。村全体を見渡せる高い所に車でいける新しい観光名所を作って欲しい/万座毛の他に、海を景観できる展望公園を作ってほしい 等	7
建築物		新たな開発などアパート建物つくらない/近頃海側に建物(アパート)が立ち海、 日浜がかくれて本来の美しさが失われている気がする/海岸に建物を造っては ダメ 等	4
文化財		史跡や文化財の維持、管理を強化してほしい/昔からある神々の場所がコンクリートでかためられて道の下にあり、忘れられています。沖縄の大事なチムグクルが忘れられていくようでとても残念です。こういう文化はもう必要ないのでしょうか/村内には多くの文化財がある。それ以外にも、各字には埋もれている史跡があるはずである。文化財を調べなおして欲しい。各字の史跡を見学し児童生徒に歴史学習を高めてもらいたい。子ども達が地域の歴史に関心をもつことにより、地域への愛着も深まってくると思う/	3
土地利用		土地改良区の畑が農地として使用されてないところが多く見苦しい/農地を守る事も大事ですが、マニュアル優先で何年たっても宅地変更の許可が下りないのも首をかしげています。/海岸は国立公園の一部であるため、これ以上の埋めたては避けるべきである 等	6

	観光名所の駐 車場	真栄田岬の有料駐車場は即時無料化する事。/ 真栄田岬の駐車場について、 地域や区民は使用料の免除を望む/万座毛の駐車場は拡大する事 等	
その他	行政への期待	恩納村の最良なる行政に一任します/景観づくりを考えることは、とても良いことだと思うし、行政、地域の方々がそのために色々なイベントに参加協力をしていくべきだろうと考えます。どう変化していくのか、常に見ていますので、宜しくお願いします。期待しています 等	
	施設	トレーニング施設があってほしい/山田大橋付近へ何の処理をするのか分から ない施設が出来ている/産業廃棄物処理施設の建設には行政も合わせて指導 をお願いします	3
	アンケートについて	今回のアンケートはわかりずらい説明が多かったので次回はわかりやすい説明をお願いします/アンケート結果をネットにのせてほしい! 村のアンケートはいつも返信しているが結果が分からない/問6の答1の設定は疑問である	
	防風林·防潮 林	海浜の汚染や防風林の管理/国道のバイパス設置の際の防潮防風林の保護 /谷茶の丘入口、元白雲荘付近、屋嘉田の海の無人島、等々の景色も美しいけ ど防風林がブラインドとなって圧迫感さえ感じる 等	
	海	恩納村じたいはとてもいい環境に恵まれているが、ひとつ言えればきれいな仲泊 の海が勿体ないと考えている。もっと人が来るように工夫してほしい/海岸への アクセスがあまり充実していない。家屋がビーチ沿いに乱立して、ビーチへのア クセスが困難で有る	2
	恩納村の魅力	恩納村は自然景観に恵まれ、他に比類のない物的、人的財産の宝庫だと常々 痛感しています。村内ではあまり気づかない事が他人によって気づかされる事が 多々あります/大変素晴らしいと思う。名護市から移住しましたが、隣村だが全 然違う。素晴らしい自然と景観を残していく為に、行政、住民共に協力していけた らと思います	2
	防災	景観を見直すより、津波が来たときの避難場所を見直す必要があるのではないでしょうか。はっきりいって津波がきて一番大きな被害を受けるのは恩納村では?そんな事を考えると恩納村に住むのが怖いです/伊武部希望ヶ丘団地内では、土地のみ所有者の土地内の松やモクマオウ等の管理がなされず、放置され、台風時の安全面や防災面に支障をきたし、景観上も好ましくない状況であり、行政での指導および規制を希望する	2
	保健•福祉	景観づくりよりも先に、福祉の充実を計るべき/スポーツセンター/プール等、村 民の健康意識向上に尽力していただきたい	2
	その他	恩納まつりがマンネリ化している。もっとアイデアを!/大型病院・スーパーの設置を望む/これからの恩納村の観光について村民の意見や要望を聞く大会を開催したらどうでしょう/景観ではありませんが、インターネット光回線の開通を是非お願い致したい!/人材育成に対して、もっと力を入れて欲しい/坂道や丁史の道等の草刈は地域のシルバー人材を利用して欲しい/害虫等発生時は、個人より村全体で同時に駆除しては	16

# 4. 恩納村景観むらづくり推進委員会規則

平成 24 年 3 月 22 日 規則第 1 号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、恩納村景観計画を推進するための委員の構成及び運営に関し必要な事項を 定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、恩納村景観計画に関する事項について検討する。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、村長が委嘱する委員をもって構成する。
- (1) 学識経験者
- (2) 村議会の議員
- (3) 村内団体等の推薦代表
- 2 委員の定数は20人以内とする。
- 3 委員の任期は、第2条に定める事項が終了した時に満了する。

# (会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (議事)

- 第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは会長が決する。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課で処理する。

#### (報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例(昭和47年恩納村条例第10号)の規定を準用する。

#### (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	委員名	役職
1	仲嶺真武	名嘉真区長
2	宮里勇	安富祖区長
3	伊差川盛作	喜瀬武原区長
4	當山富行	瀬良垣区長
5	津波古武則	太田区長
6	瀬良垣健	恩納区長
7	谷喜美子	南恩納区長
8	大浜和也	谷茶区長
9	仲村兼富	富着区長
10	金城正則	前兼久区長
11	大城敦	仲泊区長
12	比嘉茂	山田区長
13	安冨祖正也	真栄田区長
14	宮平和徳	塩屋区長
15	長浜真信	宇加地区長
16	仲村智昌	農業委員会長
17	比嘉義視	漁業協同組合
18	仲宗根学	開発審議会長
19	當山憲一	商工会長
20	池田孝之	琉球大学名誉教授

# 5. 恩納村景観むらづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本村の良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法(平成16年法律 第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

#### (基本理念)

第3条 景観むらづくりは、サンゴ礁の海の青さや山々が織りなす美しい緑等、優れた自然景観を資源に国内有数の観光リゾート地として発展してきた本村が、山田グスク等の歴史・文化・なりわい・観光リゾートの風景と一体となった良好な集落景観を村民共有のかけがえのない財産として風景の保全・回復・創造していくために、村、村民及び事業者等がそれぞれの担う役割を認識し、協働で進めなければならない。

#### (村の責務)

- 第4条 村は、景観むらづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 村は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、村民等の意見を反映されるよう努めなければならない。

# (村民の責務)

- 第 5 条 村民は、自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めなければならない。
- 2 村民は、村が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、自らの行為が周辺景観に影響を与えるものであることを認識し、積極的に景 観形成に努めなければならない。
- 2 事業者は、村が行う景観形成についての施策に協力しなければならない。

### 第2章 景観むらづくり計画及びこれに基づく措置

(計画の策定)

- 第7条 村長は、法第8条第1項の規定する良好な景観の形成に関する恩納村景観むらづくり計画(以下「景観むらづくり計画」という。)を定めるものとする。
- 2 景観むらづくり計画による地区区分については、恩納村環境保全条例の恩納村土地利用基本計画によって定められている用域区分に基づき指定を行う。

#### (計画の見直し)

第8条 村長は、景観むらづくり計画を見直ししようとするときは、あらかじめ村民等の意見を聴くとともに、第18条の恩納村景観むらづくり審議会(同条を除き、以下「審議会」という。) の意見を聴かなければならない。

(景観むらづくり計画への適合)

第9条 建築行為等をしようとする者は、景観むらづくり計画に適合するよう努めなければならない。

# 第3章 法に基づく行為の届出等

(届出を要する行為)

第 10 条 法第 16 条第 1 項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより村長に届け出なければならない。

(届出を要しない行為)

- 第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は次のとおりとする。
  - (1) 法第16条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で定めるもの
  - (2) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(相談・事前協議)

第13条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、 当該届出の前に村長に対して相談・事前協議を行わなければならない。

(助言及び指導)

第14条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観むらづくり計画に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告、命令及び公表)

- 第 15 条 村長は、前条に規定する助言又は指導に従わない届出をした者に対し、法第 16 条第 3 項又は法第 17 条第 1 項若しくは第 5 項の規定に基づき、勧告又は命令をすることができる。
- 2 村長は、助言、指導、勧告又は命令を行おうとするときは、審議会等の意見を聴くことができる。
- 3 同条第1項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

(準景観地区の指定)

- 第16条 村長は、景観むらづくり計画において特に重要な地区については、準景観地区として指 定することができる。
- 2 村長は、法第74条の規定により準景観地区の指定をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の指定及び解除)

- 第17条 村長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物、法第28条第1項の規定による 景観重要樹木となるものを指定することができる。
- 2 村長は、景観重要建造物及び景観重要樹木を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2

項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(審議会の設置)

第18条 村長は、良好な景観形成に必要と認めるときは、恩納村景観むらづくり審議会を置くことができる。

(景観アドバイザーの認定)

第19条 村長は、景観むらづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

# 6. 恩納村景観むらづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び恩納村景観むらづくり条例(平成26年恩納村条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

# (景観地区区分指定)

- 第2条 景観地区区分について、恩納村環境保全条例(「環境保全条例」という。)の恩納村土地 利用基本計画の用域区分に基づき地区区分を指定する。
  - (1) 集落景観保全地区

環境保全条例の土地利用用域の公共施設用域のうち庁舎、学校用地、公民館など都市的な土地利用がなされている区域及び集落用域

(2) 農漁業景観形成地区

環境保全条例の土地利用用域の農業用域及び漁業用域

(3) 自然景観保全地区

環境保全条例の土地利用用域の公共施設用域のうち河川、水面、水路など自然的な土地利 用がなされている区域及び地域環境保全用域、保安制限林用域

(4) リゾート景観創造地区

環境保全条例の土地利用用域のリゾート用域

(5) 基地景観形成地区

環境保全条例の土地利用用域の特定用域

(6) イノー(礁池)景観保全地区

国土地理院が発行する国土基本地図において沿岸域で隠顕岩として記載されている範囲

# (景観形成基準設定)

第3条 景観形成基準設定については、別表1に定めるものとする。

(建築物及び工作物の高さの算定)

- 第4条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、敷地地盤面から屋上に設置されている工作物を含め、建築物の中で最も高い位置までを算定する。
- 2 前項の敷地地盤面に高低差がある場合は、建築物が周辺の地盤面と接する最も低い位置を敷地地盤面とする。

(景観計画区域内における行為の届出)

- 第5条 法第16条第1項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為届出書(第1号様式) により別表2に定める必要な図書を添付して行うものとする。
- 2 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、恩納村景観計画区域内行為変更届出書(第 2 号様式) により別表 2 に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

- 第6条 条例第12条で定める行為は、次に掲げる行為とする。
  - (1) 別表3に掲げる行為以外のもの
  - (2) 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(相談・事前協議)

第7条 条例第13条の規定による相談・事前協議をしようとする者は、景観地区別、景観形成基準別による景観形成基準チェックシート(第3号様式)を提出するものとする。

#### (適合通知)

第8条 村長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出 に係る行為が法第8条第1項に基づく恩納村景観むらづくり計画(以下「景観むらづくり計画」 という。)に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、恩納村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(第4号様式)により通知するものとする。

#### (行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第9条 村長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、恩納村景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(第5号様式)により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

#### (恩納村景観むらづくり審議会への意見聴取)

第 10 条 村長は、条例第 14 条及び第 15 条の規定による助言・指導・勧告又は命令を行うおうとするときは、恩納村景観むらづくり審議会の意見を聴くものとする。

# (届出をした者に対する勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等勧告書(第6号様式)によるものとする。

#### (変更命令等)

- 第 12 条 法第 17 条第 1 項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為設計変更命令書(第7号様式)によるものとする。
- 2 法第 17 条第 4 項の規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(第 8 号様式)によるものとする。
- 3 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、恩納村景観計画区域内行為原状回復命令書(第 9 号様式)によるものとする。
- 4 法第 17 条第 7 項に規定する報告は、恩納村景観計画区域内行為状況等報告書(第 10 号様式) によるものとする。

# (国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

- 第13条 法第16条第5項に規定する通知は、恩納村景観計画区域内行為通知書(第11号様式) により別表2に定める必要な図書を添付して行うものとする。
- 2 法第 16 条第 6 項に規定する協議を求めるときは、恩納村景観計画区域内行為協議書(第 12 号様式)によるものとする。

#### (モデル地区の指定)

- 第14条 村長は、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地域や、地域における景観むらづくりに向けた気運の高い又は高まりつつある地域をモデル地区として指定することができる。
- 2 村長は、モデル地区において、景観むらづくり計画で定めた方針の実現又は村民等の活動に資するため、技術的な支援や助成を行うことができる。

#### (準景観地区の指定等)

第15条 条例第17条の規定により、準景観地区を指定しようとするときは、次に掲げる事項について公告し、当該地区の指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 準景観地区の名称
- (2) 準景観地区の位置及び区域
- (3) 準景観地区の面積
- 2 前項の規定による公告があったときは、当該地区の村民及び利害関係者は、同項の縦覧期間満 了の日までに、縦覧に供された準景観地区の指定の案について、村長に意見書を提出すること ができる。
- 3 第1項に規定する準景観地区の指定の案には、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - (1) 準景観地区の名称及び区域
  - (2) 当該区域における景観形成基準
  - (3) その他良好な景観形成のために必要な事項
- 4 村長は、準景観地区を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
  - (1) 景観形成地域の名称及び区域
  - (2) 指定した年月日
  - (3) 景観形成基準
- 5 前3項の規定は、準景観地区を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

# (景観重要建造物の標識)

- 第16条 村長は、法第19条に規定する景観重要建造物の指定をしたときは、法第21条第2項の 規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 指定番号及び指定年月日
  - (2) 景観重要建造物の名称
  - (3) 指定の理由となった外観の特徴
- 2 村長は、法第21条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 村長は、条例第 17 条第 3 項に規定する景観重要建造物の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

#### (景観重要樹木の標識)

- 第17条 村長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたときは、法第30条第2項の規 定により設置する標識に、次に掲げる事項を掲載するものとする。
  - (1) 指定番号及び指定年月日
  - (2) 景観重要樹木の名称
  - (3) 指定の理由となった外観の特徴
- 2 村長は、法第30条第2項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- 3 村長は、条例第17条第3項に規定する景観重要樹木の指定を解除したときは、前項に規定する標識を速やかに撤去するものとする。

#### (委任)

第18条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

# 附 則

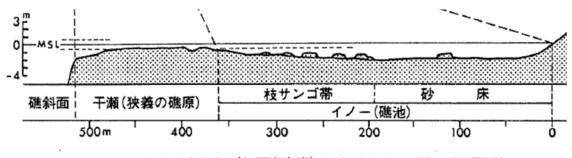
この規則は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

# 7. 用語集

# あ行

#### \*イノー

「干瀬」の内側に広がるサンゴ礁(礁池)。



図一1 本部半島北部(与那嶺海岸)におけるサンゴ礁の縦断面形

出典:土地分類基本調查(沖縄県)

### \* ウシデーク

臼太鼓と書く。祭りの余興芸能として、沖縄本島各地や周辺離島で演じられてきた民俗芸能で、 女性のみで行われる円陣舞踊。村落共同体時代の五穀豊穣と村民の健康に感謝する。おもに旧暦 9月16日に行われる。

#### \* 御嶽

**拝み山・森(ムイ)、グスク、ウガン、オン、スクなどと呼ばれる聖地の総称のこと。** 

# \*沖縄海岸国定公園

沖縄島読谷村残波岬から名護市世冨慶までの海岸沿いと嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬までの海岸一帯と学術的に貴重な動植物のみられる与那覇岳、名護岳を含めた区域と周辺海域を合わせた19,352 ヘクタール(陸域6,817 ヘクタール、海域12,535 ヘクタール)が指定されており、自然公園法に基づき沖縄県が管理を行っている。沖縄特有の隆起石灰岩の海蝕崖とサンゴ礁の変化に富んだ美しい海岸景観を有している。

#### \*沖縄県屋外広告物条例

良好な景観形成や風致の維持等を図るために、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示等について沖縄県全体の統一された基準として定められた条例のこと。

# \*屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

# \* 恩納村環境保全条例(平成3年2月1日制定)

恩納村の自然環境の保持と良好な景観を維持し、良好な集落環境の形成を行い、村土の有効利用を図るためリゾートを主とする開発を"抑制するところ""開発するところ"と"村民生活の基盤となるところ"を明らかにするために村全域を8つの土地利用用域に区分している条例である。

# か行

# \*協働

地域を町民にとってより良いまちにするという共通目的を達成するため、自立と対等を基本に、町民と町がそれぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し役割を分担して責任を果たす活動形態を指す。

# \*国頭方西海道(くにがみほうせいかいどう)

沖縄県国頭郡恩納(おんな)村にある街道跡。琉球王朝の首都であった首里と国内各地を結ぶ宿道の一つ。西海道は首里の西原間切(琉球の行政区画)から浦添、北谷、読谷山、金武、名護、今帰仁、国頭の各間切を通る。そのうち、読谷山の喜名から恩納を経て、国頭地方に向かう道を「国頭方西海道」と称した。道幅は約2.4m、両側に松並木が植栽され、交通の歴史を考えるうえで重要とされ、2004年(平成16年)に、比屋根坂石畳道、御待毛、真栄田、仲泊の一里塚、石矼などを含む約1.3kmが国の史跡に指定された。15世紀後半以降の第二尚氏時代には海上を含むすべての道が首里に通ずる道として整備されたといわれ、恩納村を通る西海道は、読谷から多幸山、山田城跡や恩納城跡の下を通過する琉球王朝時代の各間切の番所と番所を繋ぐ宿道となっていて、人々や文物の交流を担った主要道路であった。

#### \*景観

「景」は眺める対象を表し、「観」はそれを眺める主体である人の感じ方や価値観を表す。景観は、自然や集落の姿だけでなく、地域の歴史や文化、風俗等私たちの暮らしに関わるすべてのものから構成される。目に見えるものだけでなく風の音や三線の音、地域の言葉、潮の香りなど五感をもって感じ取れるもの、その地域で生活してきた人々の心の中の風景(心象風景または原風景)も含む。

#### \* 景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そして都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

#### \*景観資源

景観上、重要と思われる資源(要素)のこと。

#### \*景観重要建造物

景観上重要な建造物(文化財にならないような新しいものも可)を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。

### \* 景観重要樹木

景観上重要な樹木(文化財にならないような新しいものも可)を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

# \*景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るため に策定する計画のこと。

# \*景観法

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為(条例で追加や限定が可能)ごとの景観形成上の制限内容(景観形成基準)等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。

### \*形態・意匠

建築物の高さ・形・素材などのこと。

# \*建築物

家屋やビルなどの屋根や柱・壁のある工作物のこと。

# \*建築面積

敷地面積のうち、建築物が建てられている範囲の面積のこと。

# さ行

# \* 自然公園法

自然公園法(昭和32年(1957年)6月1日法律第161号)は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的(第1条)として定められた法律。

#### \* 準景観地区

都市計画区域および準都市計画区域外の景観計画区域において、景観の保全を図るために指定される区域をいう。

指定は、相当数の建築物の建築が行われて現に良好な景観が形成されている一定の区域について、市町村が行なう。また、準景観地区内においては、条例で、建築物または工作物や開発行為等について、一定の規制がなされる。指定や規制の手続き、基準などは、景観法に規定されている。

### た行

#### \* 眺望点

優れた遠い場所からの景観(遠景)を眺めることができる場所のこと。公園の展望台等が当て はまる。

# な行

# \*農振法

農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な 施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国 土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律のこと。

# は行

#### \*風景

自然・人・建築物などによって形作られる、その場所・場面のようす。ながめ。けしき。

用例:田園風景 《類義語》風光。風色。景。景観。光景。

# ま行

# \*マンセル値

ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という 3 つの属性で表した値のこと。色相は、色合いを指す。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (YR)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (BG)、青 (B)、紫 (P)、青紫 (PB)、赤紫 (R) の 10 色相を基本色としている。明度とは、明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表示したもの。明るい色ほど数値が大きくなる。彩度は、鮮やかさの度合いを 0 から 14 程度の数値で表したもの。数値が大きいほど鮮やかな色であることを示す。

# や行

#### \*屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島の各地で形成された小村落。方音<ヤードウイ>18 世紀の初頭、政治・経済・文化の中心地域であった首里・那覇から沖縄本島の農村地域に、良人(ユカッチュ)と呼ばれる士族の人口移動がおこなわれた。これらの帰農士族の移住者は居住人と呼ばれて、旧来の地人すなわち田舎百姓とは区別された。地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、耕地のなかに点々と畑屋(はるや)式の宅地を構えた。これらの士族たちは、一時的仮居・仮住まいのわびしい生活を余儀なくされていたが、いずれは再起して、元の中心地域で一旗あげたいという信念が固かった。けれども時勢の流れは、かえって帰農士族を増加させ、ついに定着同化して集落化する方向へ進み、いわゆる屋取集落と称する集落形成をみるにいたる。沖縄本島の約600の村落のうち138が屋取起源の村落である。屋取には①独立屋取型;在来伝統の本村から独立して屋取だけで行政的単位村を構成するもの、②共存屋取型;本村と屋取が共存するもの、③従属屋取型;いまだ本村に従属する段階のものの3つの類型がある。在来伝統の本村(古村)と屋取起源の村(新村)とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

#### <参考文献>

- ·三訂 都市計画用語事典(都市計画用語研究会編著)
- ・まちづくりキーワード事典 第三版 (三船康道+まちづくりコラボレーション著)
- ・沖縄大百科事典(沖縄タイムス社発行)
- · 景観用語辞典(篠原修編著)

# 恩納村景観むらづくり計画

平成25年度 沖縄らしい風景づくり推進事業委託業務報告書 平成26年3月 発行

発 行: 恩納村役場 企画課

〒904-0492

沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

TEL 098-966-1201

編 集:(株)都市科学政策研究所

